

明治前期の憲法  
諸構想到に於ける

# 天皇大権規定の一考察(一)

尾 崎 利 生

## 目 次

はじめに

- 一 民間私擬憲法草案に於ける君主大権の分析
    - (一) 嚶鳴社案について
    - (二) 五日市「日本帝國憲法」について
    - (三) 交詢社「私擬憲法案」について
    - (四) 立志社「日本憲法見込案」について
    - (五) 植木技盛「日本國々憲案」について
  - 二 侍講元田永孚の「國憲大綱」の分析
  - 三 政府側の憲法草案に於ける君主大権の分析
    - (一) 元老院の憲法草案について
- (1) 第一次草案

(2) 第二次草案及び第三次草案

(3) 君主大権の位置づけ

(二) 岩倉具視憲法綱領について (以上本号)

(三) 井上毅甲案・乙案について

(四) ロessler「日本帝國憲法草案」について

(五) 伊藤博文の憲法準備

四 枢密院の憲法草案審議経過について

五 結 語

はじめに

明治前期の憲法諸構想に於いて、憲法草案起草者たちが立憲主義を貫徹する上でもっとも苦心したのは、君主の大権事項を如何に規定するかということであった。政府側の構想はもとより、民間の憲法草案に於いても、<sup>(1)</sup>もっとも留意されたのはその点についてであり、君主の大権と議会の権限との関係を如何に捉え、<sup>(2)</sup>どう規定するかという問題であった。すなわち、重要なのは統治権、主権をどのように考えて、立憲制を構想し、人民の権利を保障していくかということであった。結論からいえば、政府案はドイツ流の強力な君権主義をとるに至り、民間のほとんどの憲法草案は君民共同統治の主義をとっていたのである。この意味で、立志社案と植木技盛案にみられる人民の抵抗権と革命権とを成文規定する発想は画期的なものであり、また例外的なものであった。<sup>(3)</sup>ただ、法的な意味に於いて、草案自体は君民共治の枠にあり、決して共和制をとってはいなかったのである。<sup>(4)</sup>

本稿では、有司専制に対する原理的批判を行った民権議院設立建白にはじまる自由民権運動に培われて起草されてきた民間の憲法草案と、そうした民権派が権力を取ることを防ぐ目的で同じく有司専制を批判し、天皇親裁を強く主張した侍補グループの草案、そして明治八（一八七五）年四月一四日の漸次立憲政体樹立の詔に基づいて設立された元老院にはじまる政府側の草案との三者の君主大権規定を中心に、比較、考察することによって、明治の天皇制確立の過程、権力の本質を検討することにした。ここで、憲法制定権の問題として把握し得るのである。

なお、民間の憲法草案については、明治一三、四年の自由民権運動高揚期に現われ、他の憲法草案に大きく影響を与えたと思われる嚶鳴社案、交詢社案、立志社案、植木技盛案と五日市憲法草案を取りあげた。家永教授の分類にしたがえば、立志社案と植木案は「自由党左派系につながる人々の作製したもの」、交詢社案は「改進黨系につながる人々の作製したもの」、嚶鳴社案は思想内容からすれば「自由党系につながる人々の作製したもの」ないし、「改進黨系につながる人々の作製したもの」というふうに分けよう。しかし、この分類に当てはまらないものとして、五日市憲法草案は色川教授らが「民衆憲法」と称せられた如く、当時の農民層の学習グループが、自分たちの憲法、殊に人権保障を十分に検討した規定を作り出している点に生き生きとした感覚がみられるが、君主の権限についてもきわめて詳細かつ強力な規定として現われている。他の草案との関係をいえば、嚶鳴社案を参照した後が一部みられ、検討材料にふさわしいと思われる。

ここでの視点は、民間の憲法草案のほとんどが君民共治論であり、その場合、はたして、「君」、「民」どちらに重点をおいたものであるかを確認していく必要がある。民権家たちが憲法を如何なるものと捉え、どのような内容をもり込もうとしたのか、そうして、君主を如何に位置づけようとしたのか、またのちの政党内発展していく結社の思想はどのように示されているのかを押える必要がある。当然のことであるが、君民共治は憲法に基づいて行われると

いうこと、すなわち権力関係としての君主と人民という視点で把握することが重要である。

次に、比較上の方法として、まず、(i) 相対立する概念、事項を鋭く対比させ、その特質を析出させることが重要であろう。また、(ii) 類似の事項の差異を明らかにする上でも対照させることが有益であると思われる。本稿巻末の対照表は、(iii) の意義しかもち得ないかもしれないが、項目内容によって分類したものである。民間の草案と政府側の草案との対照を構成上同一箇所になしえなかったが、その共通項としてあるもの、そして何を取捨しているのかを考察することによって、君主大権の如何なる部分が問題になっているかが把握できる。そのなかで、どちらがより権力の本質をみようとしていたかが明確になってくるであろう。

政府が企図した憲法は近代立憲主義の体裁（君権の制限、臣民の権利保護）を取ることであった。その企図の背後には、ヨーロッパ近代国家と対等の関係に立つ近代国家形成の要請があり、憲法は富国強兵、殖産興業の政策に一致した日本近代化の機軸とすべきものであった。それ故、ヨーロッパの立憲君主国の諸憲法を模範とし、プロイセン流、殊にツェルッテンベルヒ、ザクセンといった南ドイツの強力な君主権規定を取り込んでいたのである。<sup>(1)</sup> 帝國憲法は、法律の留保を多く設けているが、その形式（すなわち狹義の憲法）に於いて、三権分立主義をとり、臣民の参政権を認めその代表機関として代議制度を設けている点で、近代立憲主義をとるものと説明され、立憲国の基礎法だけを憲法と称す慣例になったと定義されるのが通常であり、<sup>(2)</sup> ここでは、議会制度が立憲主義の本質であるかの如く説明されていた。<sup>(3)</sup> 近代憲法に於ける究極の目的は人権保障である点が欠落してしまっているのである。

帝國憲法が欽定憲法であり、制定権者は天皇であったことは疑いの余地はない。しかし、昭和二〇年八月一〇日のポツダム宣言受諾によって、主権在君から主権在民に転換されるに至ることになる。帝國憲法から日本国憲法が制定されるまでの形式、手続は、帝國憲法第七三条の改正に則って、天皇の発議、帝國議会の議決、天皇の裁可により成

立したことは確かである。手続を重視すれば、日本国憲法は天皇による欽定憲法である。それに対しては、憲法改正の限界、憲法の基本原理の変革から八月革命説が論じられるところである。ここに日本国憲法制定をめぐる、欽定説、民定説、協約説とに説は分れるが、帝国憲法に於ける憲法制定権者と憲法改正権者とは符合するのか、また日本国憲法に於いての憲法制定権者如何とする問題として把握し得るのである。

〔注〕

(1) 伊藤博文編・『秘書類纂憲法資料』下(原書房、復刻一九七〇年)四八二―四九四頁。「國憲編纂起源」として、「其八年四月ニ至テ始テ元老大審ノ兩院ヲ置キ、立法ノ源ヲ拒メ、審判ノ權ヲ鞏フシ、又地方官ヲ召集シ、民情ヲ通ジ、公益ヲ圖リ、漸次ニ國家立憲ノ政體ヲ立ントス。……物ニ本末アリ、事ニ順序アリ、況ヤ我國體自ラ他邦ノ地ニアラズ。仍テ方今ノ急務ヲ察スルニ、先ヅ帝室ノ制規天職ノ部分ヲ定ムベシ。……君權已ニ鞏ケレバ民權其度ヲ踰ユルコトナク、上下相頼リ國家以テ安シ。遂ニ立憲爲治ノ地ヲ爲シ、福祉ヲ萬世ニ開カン。……」と、右大臣岩倉具視は、儀制調査局を設けて帝室制度を調査せしめんとし、其の議を内閣に提出しているのであるが、君主の大権をどうするかが憲法を制定するうえで最も大切であると考えられている。この後に、調査すべき事項を憲法・規則・儀式・雑件の四綱に分けて附しており、例えば、憲法の綱に、國號 大日本 日本、國體 太祖訓誥 君主專政 君民共治、尊號 天皇 皇帝 天子 壽明樂美御德、國政責任 皇上 三權分立 行政責任 在大臣或諸卿……の如くである。

(2) 例えば、交詢社の私擬憲法案のように、君主権の内容を掲げるとどめ、皇位に関する事項について、会国は何らの権限も規定されていないものや、五日市憲法草案にみられる如く君主の権限を細かく規定しているものもあり、その起草者の権力に対する思想性が如実に示されているといえよう。

(3) 時代状況として、幕末から明治の前半期には、政府の人権破壊に対する人民の革命権をうたった革命文書が公然と紹介されていることは珍しくないことであった。福沢諭吉の『西洋事情初編』、中村正直訳『共和政治』にはアメリカ独立革命について詳しく紹介されていた。急進士族民権派の機関誌『草莽雜誌』第一号(明治九年)『明治文化全集・第五卷』雜誌篇(明治文化研究會、復刻一九六八年)四一―四一四頁)にはフランスの一七九三年の山岳党憲法が抄訳されていた。その第三十五

條に「若シ政府暴戻ニシテ天賜ノ權義ヲ殘害シ民ヲシテ生ヲ聊ンセサラシメハ衆民革命ヲ起シテ良政府ヲ創立スルハ尊重ノ權義ニシテ且ツ高尚ノ義務ナリ豈暴政ヲ甘受シ慘毒ヲ後世子孫ニ遺ス可ケンヤ……」とある。その他、民権論者ばかりでなく、幕府からオランダへ派遣された津田真道の『泰西國法論』にも消極的不服従から積極的暴力革命にいたる三段階の抵抗権・革命権が説かれていた。明治初年の洋学者たちの場合、民主主義革命の所産である西洋憲法の理念、が抵抗権・革命権を極とする思想であることは、後の世代の人々が考えるほど危険な考えとはされていなかったにちがいない。「家永三郎『歴史のなかの憲法・上』」（東京大学出版会、一九七七年）二七一―三二頁）

(4) 家永・同右三九―四〇頁。

(5) 『明治天皇紀・第三』（吉川弘文館、一九六九年）一九一―一九五頁。「臣等伏シテ方今政權ノ歸スル所ヲ察スルニ上帝聖ニ在ラス下人民ニ在ラス而獨有司ニ歸ス……天下ノ公議ヲ張ルハ民撰議院ヲ立ルニ在ル而已則有司ノ權限ル所アツテ而上下其安全幸福ヲ受ル者アラン請遂ニ之ヲ陳セン……」

(6) 前掲書・同右四二五―四二六頁。「朕今誓文ノ意ヲ擴充シ茲ニ元老院ヲ設ケ以テ立法ノ源ヲ廣メ大審院ヲ置キ以テ審判ノ權ヲ鞏クシ又地方官ヲ召集シ以テ民情ヲ通シ公益ヲ圖リ漸次ニ國家立憲ノ政體ヲ立テ汝衆庶ト俱ニ其慶ニ賴ント欲ス」

(7) 元老院憲法草案については、厳密には政府案とはいえないし、内閣と相対的に独立した立場であるが、勅命をもって起草し、わが国最初の公的な憲法草案であるので政府側の憲法草案に分類した。「『明治立憲思想史におけるイギリス國會制度の影響（改訂版）』（有信堂、一九六九年）一七五頁。」

(8) 家永・『日本近代憲法思想史研究』（岩波書店、一九六七年）五三頁。

(9) 色川大吉・江井秀雄・新井勝紘『民衆憲法の創造』（評論社、一九七〇年）、色川・『新編明治精神史』（中央公論社、一九七三年）等。

(10) 色川・江井・新井・前掲三一―三二頁。「日本国民ハ各自ノ權利自由ヲ達ス可シ、他ヨリ妨害ス可ラス、且國法之ヲ保護ス可シ」とあり、日本國憲法第十一条（基本的人權の享有）に当るものと指摘されている。

(11) 家永・前掲『歴史のなかの憲法』上五五頁、等。

(12) 美濃部達吉・『憲法撮要』（有斐閣、一九四六年）六八頁。佐々木惣一・『我國憲法の獨自性』（岩波書店、一九四三年）一六―三〇頁。

(13) 家永・前掲『日本近代憲法思想史研究』五一六頁。

(14) 佐々木・『改訂日本国憲法論』(有斐閣、一九七二年)八四—一四頁。

(15) 宮沢俊義『憲法の原理』(岩波書店、一九六七年)三七六頁以下。

(16) 佐藤功『日本国憲法概説』(学陽書房、一九七四年)一一—一二頁、清宮四郎『憲法Ⅰ〔新版〕』三〇—三八頁等。

## 一 民間私擬憲法草案に於ける君主大権の分析

### (一) 嚶鳴社案について<sup>(1)</sup>

自由民権運動が高揚した明治一三(一八八〇)年に嚶鳴社の末廣重恭・金子賢太郎・島田三郎らによって起草されたイギリス憲法流の議院内閣制を採用している。「國會」のところで、「國會ハ天皇及ヒ上下兩院ノ三部ヲ以テ成ルモノトス」と規定し、君民共治論をとったものである。第三款「皇帝ノ權利」の総数一三条。原文二条、空文。君主の名称は「皇帝」を用いている。<sup>(2)</sup> 皇帝は戦宣講和の権をもつが、即時に国会に通知しなければならぬ(第二一條)。条約締結権については、国財を用いあるいは国境を更改する条約は国会の承諾を要するとの制限が課されている(第二三條)。

### (二) 五日市「日本帝國憲法」について

明治一四(一八八一)年四月—五月頃、千葉卓三郎を中心とする五日市人民グループが、明治一二年頃から「学芸講談会」という学習結社を組織し憲法、国会など政治問題に関する議論を行って来たものである。<sup>(3)</sup> ポアソナードの講義記録から人権思想概念や根本的な法関係理論を学び、プロイセン、ベルギー、イスパニア、スイス、ポルトガル、オーストリア、ドイツ、オランダ、デンマーク、イタリア、フランス、アメリカの諸憲法を広く研究している。

五日市草案は各条文に条数は記していないが、その全文は二〇四条に及び、嚶鳴社案を最も多く参照し、東京日日新聞の國憲意見をもかなり参考して作成されたものである。君主の名称は「國帝」を用い、「國帝ノ權利」の総数二四条である。嚶鳴社案の「皇帝」を「國帝」におきかえれば全く同じ条文が統治権と覆審の権に関してみられる。軍統率の権に關し「國憲ニ悖戻スル所業ヲ助ケシムルコトヲ得ス」とし、不戦時に臨時に軍隊を備えるときは元老院、民撰議院の承諾が必要であると制限を課している。これは起草者独自の案であろう。また外国軍隊、軍兵の寄港、上陸は国会の承諾を必要としている。条約締結権の但し書き「國家ノ鞏保ト國民ニ密附ノ關係(通商貿易ノ條約)ヲナスコトニ基ヒスル者ヌハ國財ヲ費シ若クハ國疆所屬地ノ局部ヲ讓與變改スルノ條約及其修正ハ國會ノ承諾ヲ得ルニ非レハ其効力ヲ有セス」との規定と鑄錢權「國帝ハ鑄錢ノ權ヲ有ス貨幣條例ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム」との規定は、「國會の權利」の章の「國會ハ外國トノ條約ヲ議定ス」と「國會ハ貨幣ノ斤量價格銘誌模画名稱及度量衡ノ原位ヲ定ム」との規定からすれば、国会が国帝と元老院、民撰議院によって構成されるのであり、君民共治主義をとっているが、立法権は両院にあるとしているのであるから、議会の優位といえよう。しかし一方国帝に立法の最終の裁決者として、不裁可權(絶対的拒否權)を与えている。この点が他の国会による制限を国帝の大権事項に課しているのと異なるところであり、国帝のこの権限行使如何によっては君民共治主義を崩壊させる危険がないとはいえないであろう。

五日市憲法の特徴としては、國民の權利に關した条文を一五〇余もきわめて詳細に規定しており、國民の基本権を強く保障し、国会の権限も広く認めていることから、全体として民主的立憲的要素の強い憲法草案といえるのである。

### (三) 交詢社「私擬憲法案」について

交詢社の私擬憲法案は、明治一四(一八八一)年四月二五日発行の『交詢雜誌』第四五號に発表され、後続の民間



草案にもっとも大きな影響を与えたものである。<sup>(6)</sup> 交詢社は慶應義塾関係者の集まりであって、小幡篤次郎、天野文雄、中上川彦次郎、馬場辰猪らによって起草された。<sup>(7)</sup> 交詢社の憲法構想は、後の改進黨に結集する自由主義政治勢力の憲法綱領として理解できる。<sup>(8)</sup> この草案のうちもっとも特色あるものは「内閣」の章であり、イギリス憲法にならってその議院内閣制を詳しく成文化している点である。<sup>(9)</sup> 君主の名称は「天皇」を用い、大権事項は内容を規定するにとどめ、イギリス憲法を成文化して移入したものである。

国会院は元老院に優越する位置を与えられ、権限は強いが皇位に関する事項についての国会院の権限は一際はぶかれている。「皇權ニ關スルノ條ハ勅許ヲ得タルノ後ニ非ラサレハ改正ノ會議ヲ開クヲ得ス」(第七十九條)と規定していた。

#### (四) 立志社「日本憲法見込案」について

立志社は板坂退助を中心に土佐に結成された自由民権運動に於ける最初の、そしてもっとも指導的役割を果たした政治団体である。明治八年に愛国社を組織し、明治一四年に自由党を組織した中心勢力である。

立志社の日本憲法見込案は明治一四(一八八一)年坂本南海男、廣瀨爲興、山本幸彦の三人が委員となり、北川、植木らが起草に加わり、更に片岡以下十名の審査委員に付して草案を完成したといわれている。<sup>(10)</sup>

この草案の特徴は、他の憲法案に比べてきわめて人民主権性の強い条目を設けていることである。君主の名称は「皇帝」を用い、その第四条に「日本國ハ皇帝之ヲ管轄ス日本國ハ國民ノ外何人ニモ屬セス」と規定し、人民主権ヲ宣言し、皇帝は名目的な地位とされているが、君民共治の形式をとっていることには変りない。第三章、第二節の「帝權」では「國帝ハ行政長官タリ別條國帝陸海軍ノ都督タリ」(第五三條)とされている。国会の議決に対する拒否權も一回に限定されている(第五八條、第五九條)。また一方、國帝は法律議案の提出權(第五七條)をもつが、

宣戰講話権については国会が掌握（第百條）し、国帝は公布する（第七十二條）にすぎない。任免権も行政諸官は「法律ニ由」り（第六十二條）、司法長官も「國會ノ准許ニ由テ」（第六十四條）しか任免することができず、君主権のきわめて狭いものになっている。第三章、第三節の「帝位」にあつては「叛逆重罪」（第八十三條）「篤疾」（第八十四條）によつて「其位ヲ失ス」と規定し、君主の無答責は認められていないのが、他の草案には全くみることのない一番大きな特徴である。一院制国会を設けて「國會ハ國民ニ代ツテ國事ヲ議定シ及ヒ國民安寧ヲ保全ス」（第九十六條）とし全体としてきわめて国会優位の民主主義的傾向の強い案といえる。

(五) 植木技盛「日本國々憲案」について

植木技盛のこの憲法草案は立志社の憲法案起草委員として明治一四（一八八一）年八月末に起草したもので、現存するすべての憲法草案のなかでもっとも民主主義的内容をもつものといわれている。

植木案の特徴は人權保障を憲法に於ける第一の要素として保障の対象とする自由權利を三〇数条列挙し、それらの權利が無制約的に保障されていることである。第一編、第二章の「國家ノ權限」に於いて「日本ノ國家ハ日本各人ノ自由權利ヲ殺滅スル規則ヲ作りテ之ヲ行フヲ得ス」（第四條）という総則的規定を設け、人民の自由權利を制限するための立法を禁じているのであるから、憲法に保障されている諸種の自由權は法律によつても制限できないものとされているのである。さらに、その人權保障の担保として、人民の抵抗權と革命權とを認め明文をもつて実定法上に保障しようとしたことは他に例のない画期的発想であつたといえよう。<sup>1)</sup>

君權に関しては、君主の名称は「皇帝」を用い、皇帝は行政府、司法庁の長である。第三章の「皇帝及帝位ノ繼承」に於いて、その帝位の繼承の順序の変更（第九十九條）、第五章の「皇帝ノ婚姻」は立法院との協議を必要とする。赦免權、覆審の權につき立法議會の承諾を必要とする（第八十三條）。貨幣の鑄造權も立法院の議によること（第

八十二條) 人民の權利に係ること、国家財政に係ること、国家の領土の変更に係ることは立法院の同意を必要とする(第八十七條)、と規定して立法院に拘束されている。第六編立法權ニスル諸側、第一章の「立法權ニ關スル大則」に於て、「日本聯邦人民ハ皆聯邦ノ立法議政ノ權ニ與カルコトヲ得」(第百十五條)とし、立法權は人民が完全に掌握しているが、次の「日本皇帝ハ日本聯邦立法權ニ與ルコトヲ得」(第百十六條)と規定し、形式上、君民共治の主義を掲げたものと解し得る。また兵の徵募(第七十九條)、軍の編制(第八十五條)、宣戰講和の權(第七十八條)、国政施行に必要な命令權(第八十六條)といった大權をもっているから、たしかに議会の権限の強力な民主主義的草案であるが、君主權を全く拘束するというものではないのである。

事項		基本的諸項目と該当草案		
(1) 主權または立法權の帰屬	國民の集合体としての國家にある	君民共治	主權在君主義	
		元老院案・交詢社案・櫻鳴社案 五日市草案	元田案・岩倉綱領	
(2) 憲法制定權	國約 民約		欽定	
		立志社案・植木案 五日市草案	岩倉綱領	
(3) 國民の權利保障	國民の權利を法律の留保なしに保障 立志社案・植木案	司法上の人權の保障		
		交詢社案・立志社案・植木案 五日市草案		
(4) 君主と國民との關係	國會の関与を認めるもの 立志社案・植木案・元老院案 櫻鳴社案・五日市草案		一切関与を許さず 岩倉綱領	

(5) 国会の構成	一院のみ	二院	
	立志社案・植木案(民撰議院のみ) 元老院第一次草案(元老院のみ) 男女平等普通選挙 (普通選挙)	嚶鳴社・五日市草案・交詢社案 元老院第二次・第三次草案 財産上の制限	
民撰議院の構成	植木案	元老院草案・交詢社案・嚶鳴社案・岩倉綱領	(立志社案は法律に譲っている)
(6) 国会と内閣との関係	植木案	内閣	
	民撰議院に基礎を置く議院内閣制 嚶鳴社・交詢社・五日市草案(元老院案)	政府の前年度予算執行権 岩倉綱領	(立志社案・植木案は立法院中)(心主義)
(7) 国会の権限に関するその他の問題	財政権国会帰属主義		
	嚶鳴社案・交詢社案・立志社案 植木案・元老院草案・五日市草案 国会の外交への関与を認めたいもの	外交を君主の専権とする 岩倉綱領	
(8) 条約締結	嚶鳴社案・五日市草案・立志社案・植木案・元老院案・交詢社案	陪審制	
	裁判官任命に国会を関与させる 立志社案・植木案	植木案(嚶鳴社案・五日市草案)	
(9) 司法権	君主と国会との合意	国会専属	君主に関する条項の改正に限り天皇の同意を要する
	ほとんどの草案	植木案	交詢社案
(10) 憲法改正権	植木案	立志社	
	ほとんどの草案	植木案	

(注) 家永三郎『日本近代憲法思想史研究』五五―六三頁の分析を参考に、嚶鳴社案・五日市憲法草案・交詢社案・立志社案・植木案・元老院草案・岩倉案の傾向を分けてみた。

[注]

(一) 稲田正次氏は、この嚶鳴社案なるものは実は共存同衆案であって、共存同衆として伝えられているものが嚶鳴社案であろう

- と推論されていた。同氏『明治憲法成立史』上巻（有斐閣、一九六〇年）三七一―三七四頁。同「国会期成同盟の国約憲法制定への工作・自由党の結成」『明治国家形成過程の研究』（御茶の水書房、一九六六年）五七―五八頁。それに対し、家永教授は「必ずしもそのように断定できるかどうか疑問もある。両案がほとんど同内容であるとすれば、それは嚶鳴社・共存同衆の憲法起草者に金子をはじめ共通者が何人かいて、その結果両方で同じような案を作ったと考える余地もあり、しばらくここでは従来の所伝にそのまま従っておくこととする。」とされていた。家永三郎・松永昌三・江村栄一編『明治前期の憲法構想』（福村出版、一九六七年）一〇頁。その後の論議については、色川大吉・江井秀雄・新井勝敏『民衆憲法の創造』（評論社、一九七四年）三四五―三六八頁。稲田『明治憲法成立史の研究』（有斐閣、一九七九年）七五―八六頁。色川・江井・新井氏らの研究グループが五日市憲法草案と共に嚶鳴社憲法草案も発見されたことにより、共存内衆案との異同が明らかになった。共存同衆案の方が「皇帝ノ權利」に於いて、皇帝に法律の絶対的拒否権を認めており、嚶鳴社案にはこの条項は欠けている。
- (2) 君主の名称については、亀井孝「天皇制の言語学的考察」『中央公論』（一九七四年八月）一五三頁以下、が重要である。
- (3) 色川・江井・新井・前掲、二九七頁以下。稲田、同右、八七頁―一〇四頁。
- (4) 稲田、同八八―八九頁。
- (5) この条項は、但書の「國家ノ發保ト國民ヲ密附ノ關係（通商貿易ノ條約）ヲナスコトニ其ヒスル者ニハ」を除けば、嚶鳴社案を参酌したものであろう。類似の規定は、元老院「日本國憲按」第一次案、第三次案を通じて第七條にあたるものである。その由来は、普、奧、白、伊、荷、西、佛、瑞、葡、丁の憲法にある。伊藤博文『秘書類纂憲法資料』下巻、（原書房、復刻原本一九三五年）三六〇頁参照。
- (6) 『明治文化全集第十卷正史篇（下）』（一九二九年）片山菊次郎編『私擬國憲類纂』に採録されて、社会に広く流布した。
- (7) 稲田、前掲『明治憲法成立史』上巻、三八二―三八九頁。
- (8) 家永・松永・江村編、前掲、一九―二〇頁。
- (9) 浅井清『明治立憲思想史におけるイギリス国会制度の影響』（有信堂、一九六九年）二一五―二二一頁。
- (10) 立志社案については、植木の起草した原案を全面的に書き改めて立志社の成案としたのがこの立志社案であろうとされる家永説と、立志社案を修正したのが植木案であるとされる稲田説との論争がある。稲田、前掲、『明治憲法成立史』上巻、四〇一頁以下。家永『植木技盛研究』（岩波書店、一九六〇年）二〇七頁以下。

(11) 家永、前掲、二七五頁以下、植木の政治思想が詳しく論ぜられている。家永・松永・江村編、前掲二七頁以下。

## 二 侍講元田永孚の「國憲大綱」の分析

明治一〇年前後は支配権力が確立せず、したがって、天皇の權威も不安定な状況であった。こうした現実を克服するため、政府および宮中から政治刷新の努力が試みられたのであり、いずれも天皇を最高の權威とする「天皇親裁」の確立を目標とした政治運動であった。

そうした政治運動として、宮中側近の侍補グループの君徳培養運動は、天皇の絶対的權威を道徳的統一の方向に於いて具体化していった。<sup>(1)</sup> その運動の中心人物が元田永孚であった。國憲大綱は元老院憲按の第二次草案（明治一一年七月）に対する修正意見として起草したものを基礎として、明治一三年九月三十日に完成されたものである。<sup>(2)</sup> それは憲法の全構想を示したのではなく、元田独自の道徳、儒教主義を基本的原則として掲げるのみで、政治組織に関しては全く言及されていない。（ただし、國憲大綱の草案に於いては憲法その他元老院の改正など政治問題を考えていた。）<sup>(3)</sup> 次に國憲大綱七ヶ條を掲げておく。

### 國憲大綱<sup>(4)</sup>

- 一 大日本國ハ天孫一系ノ皇統萬世ニ君臨ス
- 一 日本國ノ人民ハ萬世一系ノ天皇ヲ敬戴ス何等ノ事變アリトモ此天皇ニ背クコトヲ得ス
- 一 國教ハ仁義禮讓忠孝正直ヲ以テ主義トス君民上下政憲法律此主義ヲ離ル、ユトヲ得ス
- 一 天皇ハ神聖ニシテ犯ス可カラス何等ノ事變アリトモ其神體ニ管セス
- 一 天皇ハ全國治教ノ權ヲ統フ
- 一 天皇ハ全國人民ノ賞罰黜陟生殺ノ權ヲ統フニ憲法ニ據テ處斷ス

一 人民ハ身體居住財産自由ノ權ヲ有ス法律ニ非サレハ妄ニ其權ヲ制スルコトヲ得ス

以下諸憲其目多條ナリ君主任者ノ撰奏スル所ニヨル但右ノ七條ハ皇國君民ノ間必要ノ目ナリ仍テ之ヲ掲載シ以テ乙覽ニ備フ

右の各条を検討してみよう。第一条は元老院「國憲按」第三次案（明治十三年七月）の第一條「萬世一系ノ皇統ハ日本國ニ君臨ス」に類似している。天皇は絶対的大權をもつが、その行使は「憲法ニ據」るとし、「法律ニ非サレハ」妄に人民の身体居住財産自由の權を制限できないとして君主權の制限を容れている点では、近代憲法の原則が取り入れられている。そこにも元老院「國憲按」の國民の自由權に対する法律の留保の形式、「法律ニ掲ケタル規程ニ由ルニ非サレハ……得ス」あるいは「法律ニ掲クル所ノ常規ニ由ルニ非レハ……得ス」の影響が認められる。第二条では國民の君主に対する服從義務を絶対無条件とし、第三条、第五条では儒教道德を國教とし、さらにその源泉を天皇に歸したのは、元田の發意に基いて発せられた教育勅語による國民思想統制、思想教化の着想に先鞭をつけるものであつて、政教分離という近代立憲主義の淵源に逆行する前近代的な考え方を遺憾なく發揮したものである。したがつてこの時期の憲法構想としては、もっとも立憲主義から遠い考え方を示しているといえよう。ただし、元田が儒教的徳治主義の立場から君主を道德的に權威づけることによつてできるだけ法的權利義務の枠を超えた道德の領域に於いて臣民の忠誠を維持しようとする方向を取っているのは、同じく民權派と鋭く対立しながらも、君主の法的權能の強化を指向した伊藤、井上ら政府官僚の方法とは異つてすることに注意しておく必要がある。

〔注〕

(1) 梅溪昇『増補明治前期政治史の研究』（未來社、一九七八年）二六八―二七五頁。

(2) 稻田・前掲『明治憲法制定史』上卷、四三四―四四〇頁。

(3) 稲田・同右、四三七―四三九頁。

(4) 家永・松永・江村編、前掲書、一一七頁。稲田、前掲書、四三九―四四〇頁参照。

(5) 家永・松永・江村編、同右、一三一―一四頁。

(6) 稲田・前掲書、四三六頁。元田は明治十二年六月、天皇に国会開設に関する意見書を奉呈しているが、「君主親裁の立憲政体の下においては、君主国会の多数の意見を必ずしも採らず反って少数意見を採ることもあると言っているようであり、結局国会を諮問機関視しているように見られる」と稲田氏は指摘されている。

### 三 政府側の憲法草案に於ける君主大権の分析

(一) 元老院の憲法草案について

元老院は明治九（一八七六）年九月七日の勅命により憲法草案作成に着手したのであるが、同年一〇月に第一次草案が、同一一年七月に第二次草案が、同一三年七月上旬に第三次（最終）案が成立している。<sup>①</sup>ところが政府は自ら憲法制定を企図し元老院に草案を作らせておきながら、予想外に民権派にちかい立憲主義的傾向の強い草案が出来上ったために、岩倉、伊藤の強い反対により、形式的に上奏はさせるが、実際には不採択として闇に葬ってしまったのである。<sup>②</sup>

次に編別に比較し、<sup>③</sup>その特徴、大権事項について検討することにする。

日本國憲按第一次案	日本國憲按第二次案	國憲第三次案
第一篇 第一章 皇帝	第一篇 第一章 〃	第一篇 第一章 〃



<p>第二章 帝位繼承</p> <p>第三章 皇帝未成年及其攝政</p> <p>第四章 帝室經費</p> <p>第二篇 帝國</p> <p>第三篇 國民及其權利義務</p> <p>第四篇</p> <p>第一章 立法權</p> <p>第二章 元老院及其權利</p> <p>第五篇 行政權</p> <p>第六篇 司法權</p> <p>第七篇 會計</p> <p>第八篇 國憲修正</p> <p>附録</p> <p>(八篇八十四ヶ條、附録二ヶ條)</p>	<p>第二章 //</p> <p>第三章 //</p> <p>第四章 //</p> <p>第二篇 //</p> <p>第三篇 //</p> <p>第四篇 //</p> <p>第一章 //</p> <p>第二章 //</p> <p>第三章 代議士院及其權利</p> <p>第四章 兩院通則</p> <p>第五篇 //</p> <p>第六篇 //</p> <p>第七篇 府縣會及邑會</p> <p>第八篇 //</p> <p>第九篇 //</p> <p>附録</p> <p>(九篇九十一ヶ條、附録二ヶ條)</p>	<p>第二章 //</p> <p>第三章 //</p> <p>第四章 //</p> <p>第二篇 //</p> <p>第三篇 //</p> <p>第四篇 //</p> <p>第一章 //</p> <p>第二章 //</p> <p>第三章 //</p> <p>第四章 //</p> <p>第五篇 //</p> <p>第六篇 //</p> <p>第七篇 府縣會及區町村會〔自治行政の原則〕</p> <p>第八篇 國費〔予算、決算、租税及貨幣に関する規定〕</p> <p>第九篇 //</p> <p>附録 〔経過規定〕</p> <p>(九篇八十六ヶ條、附録二ヶ條)</p>
--	--	---

(1) 第一次草案

以上の篇別対照から第一次草案を第二次、第三次草案と比較してみると、第四篇が著しく異っており、また第二次、第三次草案の第七篇をまったく欠いていることに気づく。第一次草案の第四篇第一章「立法権」に於いて、第二条は「帝國議會ハ元老院及ヒ其他ノ議會ヨリ成ル」と規定し、下院たる民撰議院を設けていない。議會は皇族及び勅選議員のみから成る元老院（第一條）と地方官會議の類を指す「其他ノ議會」（第一篇第一章第十條の註）から成るものとしてゐる。

第一次草案のみにみられる規定に、皇帝の死または辞任に当っては元老院が自動的に集会できる権限をもつ（第四篇第二章第十一條）というのがある。第一篇第一章「皇帝」に於いては、第二條の「皇帝ノ身體ハ神聖ニシテ侵ス可カラサル者トシ」以下の「又何レノ責ニモ任スルコトナカル可シ」は第二次草案では削られ、第三次草案では「（皇帝ハ）……犯ス可ラス縦ヒ何事ヲ爲スモ其責ニ任セス」と改められている。

この第一次草案で注目すべきところは民撰議院の規定を欠き、したがって立憲制を採用していない点と、一方元老院の権限を広く規定している点である。

(2) 第二次草案及び第三次草案

民撰議院が設けられるのは第二次草案からであるが、次第に君主権・行政権の民意による制限という立憲主義が強化されてくる。第一次草案と第二次草案とは特別の場合に際し帝位継承の順序の変更を必要とするときは議會（第一次草案は元老院、第二次草案は両院）の承認を経なければならぬとされている（第一次草案第一篇第二章第五條、第二次草案同四條）。ただし、第三次草案ではこの規定は削られている。

三案ともに共通してみられる条項に、皇帝即位の礼を行うに当って議會議員の前で國憲を遵守する誓約を宣べる規

定<sup>(8)</sup>（第一次草案第一篇第二章第六條、第二次草案同第五條、第三次草案同第四條）、皇室經費は法律をもって定めるとする規定<sup>(9)</sup>（第一次草案第一篇第四章第三條、第二次草案同第一條、第三次草案同第一條）がみられ、議会在が皇帝の身辺に對し拘束力をもつといえよう。また国費及び租税に関する審査、承認の規定<sup>(10)</sup>（第一次草案第七篇第一條、第二次草案第八篇第一條、第三次草案同第一條）、大臣彈劾<sup>(11)</sup>に関する規定（第一次草案第四篇第二章第四條、第二次草案同四條、第三次草案同九條）がある。君主の條約締結權に関する規定（本稿卷末の「政府側の憲法草案に於ける大權事項比較対照表」の元老院案第一篇第七章第七條参照）に於いて、国財を費し国境を變ずるが如き條約に對しては議会の承認が必要とされている<sup>(12)</sup>。したがって議会は立憲制のかなり重要な機關として位置づけられているのである。

その他、第二次、第三次草案では地方議會として府県會・邑會（区町村會）を設けることが憲法上の要件となっていることも注意すべき点である。

### (3) 君主大權の位置づけ

大權事項に関わる規定<sup>(13)</sup>（第一篇第一章）を検討すると、皇帝は無答責<sup>(14)</sup>（第二條）であり、行政を統轄<sup>(15)</sup>（第三條）し、官吏の任免權<sup>(16)</sup>（第四條）をもつ。軍の統帥に關しては、皇帝は大元帥（第一次草案）の地位にして陸海軍を統帥し、武官の任免は法律によつて決す（第六條）とされている<sup>(17)</sup>。宣戰講和の權及び通商條約の締結權をもつが、條約締結に關しては前述の如く国財を費し国境を變ずるが如き條約については議会の承認を得なければ効果を有しないと規定されている（第七條）。また皇帝は赦免權<sup>(18)</sup>（第八條）、貨幣鑄造權<sup>(19)</sup>（第九條）、貴號及び勲章の授与權<sup>(20)</sup>（第十一條）をもつ。

次に、立法權に關して「皇帝ハ法律ヲ確定シ及之ヲ布告ス」（第一次及第二次草案第一篇五條）、「皇帝ハ兩院議スル所ノ法按ヲ斷シ而シテ之ヲ國內ニ布ク」（第三次草案同五條）とあり、第四篇第一章「立法權」に於いて「立法ノ

權ハ皇帝ト帝國議會ト二分ツ、故ニ皇帝ハ其議按(案)ヲ下附シ議會ハ其議案ヲ上奏ス(ルコトヲ得)〔第一次、第二次草案同第一條〕、「皇帝元老院及代議士院合同シテ立法ノ權ヲ行フ」(第三次草案同第一條)、「皇帝ハ法按ヲ兩院ニ下附ス兩院モ亦意見書ヲ上奏スルコトヲ得而シテ其批准ヲ得ル者ヲ法按トス」(同第二條)と規定されているので、議會は形式上立法に参与するが発案權はなく、まさに立法に関しては諮問の機能しかもっていないのである。立法權を皇帝と議會が「分有する」<sup>(21)</sup>と解することは無理であろう。法律の発案權は皇帝にのみ屬し、兩院には法律案を上奏する權を与えられるにとどまるとする趣旨と解される。よってその法案に対する裁可・公布の權を皇帝が有するのである。

この点につき淺井教授は、「この(元老院)憲法作成にあたり、その根本方針としたものは、イギリス國會制度もしくはイギリス國會政治制度である。」<sup>(22)</sup>と前提されたりえて、例として、第二次草案第四篇第一章第一條の規定をあげられ、「いわゆるイギリスの『國會における國王』(King in Parliament)の思想から出ているので、金子堅太郎の『帝國憲法制定ノ由來』に『第四篇第一章第一條ヲ見マスト皇帝元老院及代議院合同シテ立法ノ權ヲ行フト書イテアル是ハ純粹ノ英吉利流乃チ『キング、イン、パリアメント』ト言フ英國ノ憲法政治ノ原則デ皇帝ト代議院ト協定シテ立法ノ權ヲ行フト云フोटデアルニ依テ是ハ日本ノ國體ニハ如何カト伊藤公ハ疑ヲ懷カレタ』とある。これは第二次草案『國憲』についていったのであるが、第一次草案でも趣旨は同じである。」<sup>(23)</sup>と述べられている。これに対して宮沢教授は、「ここに表れた思想がイギリス流にいうキング・イン・パアラメントのそれときわめて類似するものであることは疑いない。しかし、この種の規定は実はそれまでのヨーロッパ大陸諸国の憲法においては少しも珍らしいものではない。」<sup>(24)</sup>と指摘され、例として、一八一四年六月四日のフランスのシャルト(Charte Constitutionnelle)一八三一年二月七日のベルギー憲法及び一八五〇年一月三十一日のプロイセン憲法の規定をあげられているが、次の如

くである。

一八一四年のシャルト 第一五条 La puissance législative s'exerce collectivement par le Roi, la Chambre des pairs, et la Chambre des députés des départements.

ベルギー憲法 第二六条 Le pouvoir législatif s'exerce collectivement par le Roi, la Chambre des représentants et le Sénat.

プロイセン憲法 第六二条 Die gesetzgebende Gewalt wird gemeinschaftlich durch den König und durch zwei Kammern ausgeübt.

元老院草案の規定が、右の各憲法諸規定を斟酌していることは明らかである。

また、法律の発案権についても、元老院が準拠とした原則は一九世紀のヨーロッパ大陸に於いて見出し得る。<sup>(26)</sup>ただし、この規定がイギリス憲法とその趣旨を異にする点について、宮沢教授は、「イギリスの実際においては政府提案が法律の大部分を占め、議員の法律発案権は政治の実際においては別段重要な役割を演じていないが、法律上はすべての議員に与えられているからである。」<sup>(27)</sup>と述べられている。

次に、議会の開閉及び解散の権については、第一次、第二次草案にみられなかった解散の権が第三次草案に於いてあらわれている。議会の解散権は当時のヨーロッパ諸国で君主の大権として認められていたものであるが、そこには解散を下院についてのみ認めるものと、両院について認めるものとの二つのタイプがみられるのである。前者の例として一八一四年フランスのシャルトを、後者の例としてベルギー憲法、プロイセン憲法をあげることができる。それぞれの規定は次の如くである。<sup>(28)</sup>

一八一四年のシャルト 第五〇条 Le Roi convoque chaque année les deux chambres; il les proroge, et

peut dissoudre celle des députés des départements; mais, dans ce cas, il doit en convoquer une nouvelle dans le délai de trois mois.

ベルギー憲法 第七一条 Le roi a le droit de dissoudre les Chambres, soit simultanément, soit séparément.

プロイセン憲法 第五一条 Der König beruft die Kammern und schliesst ihre Sitzungen. Er kann sie entweder beide zugleich oder auch nur eine auflösen.

これらの規定から、一八一四年フランスのシャルトはイギリス法の伝統をそのまま継受したものであり、元老院第三次草案はベルギーあるいはプロイセン憲法の規定を参酌していることがわかる。

一九世紀のヨーロッパ大陸諸国の憲法が、イギリス憲法を継受していることは確かであり、元老院の憲法草案もイギリス流といえようが、条文規定のうえからは、ヨーロッパ大陸型、殊にベルギー・プロイセン流といった方がより適切であろう。また、のちの伊藤、井上らの憲法案にロエスレルあるいはモッセラに対して質疑応答を繰り返すなかで、大きな位地を占めたプロイセン以外のドイツ諸邦、すなわち、バイエルン・ザクセン、ウュルテンベルク等の憲法があげられていないことも注目すべきである。

いずれにせよ、イギリス法を継受したヨーロッパ大陸諸国の憲法をひろく参酌した元老院憲法草案は、岩倉、伊藤らの反対にあい、岩倉が改めて各参議に憲法制定に関する建議をさせたことから、大隈の急進論の建議(明治一四年三月)となった。<sup>(41)</sup> 岩倉、伊藤はじめ薩長諸参議と大隈との間に国会開設、立憲政治の基本に関する根本的意見の対立が生じ、明治一四年一〇月の政変を惹起する要因のひとつとなったのである。<sup>(42)</sup> 結局、元老院憲法草案は、永久に闇に葬られてしまったのである。

(二) 岩倉具視憲法綱領について

民権派の国会開設運動の高揚、民間の民主的憲法起草による立憲政治樹立の要求と参議大隈の建白書によって、岩倉は急進論を排斥することと、政府の憲法に関する積極的方针を樹立する必要を痛感した。よって岩倉が、太政官大書記官井上毅に命じ、起草させたものがいわゆる岩倉綱領である。<sup>33</sup>井上は「綱領」、<sup>34</sup>附属の意見書、<sup>35</sup>「欽定憲法考」、<sup>36</sup>「各國執政責任考」<sup>37</sup>を明治一四年六月に作成し、「大綱領」<sup>38</sup>を七月に提出しているが、ここでは、岩倉の意図、また自らの憲法に関する意見を基礎とし、その他、特に外務省雇法律顧問であったヘルマン・ロエスレルの教示が大きな役割を果たしている。<sup>39</sup>この岩倉綱領こそ政府の憲法起草の基本方針となり、この時期の憲法諸構想とはまったく違つたドイツ流の強力な君権主義の採用が決定され、そのほとんどすべてが大日本帝國憲法の内に実現されたのである。

井上は大隈建白書を念頭においてイギリス的議會中心・政党内閣制の導入を排撃しようとしたのであるが、意見書中にはそれに一言も触れず、交詢社の私擬憲法案をのみ論難の対象としており、この点は大隈建白書が秘書であることを考慮してのことと思われる。<sup>40</sup>

その「意見第三」に於いて、「交詢社ニ於テ起章セル私擬憲法案第九條ニ内閣宰相ハ叶同一致シ、内外ノ政務ヲ行ヒ、連帶シテ其責ニ任ズベシ云々。第十二條首相ハ 天皇衆庶ノ望ニ依テ親シク之ヲ撰任シ、其他ノ宰相ハ首相ノ推薦ニ依テ之ヲ命ズベシ。第十三條ニ内閣宰相タル者ハ、元老議員若クハ國會議員ニ限ルベシ。第十七條ニ内閣ノ意見立法兩院ノ衆議ト相符合ザルトキハ、或ハ内閣宰相其職ヲ辭シ、或ハ 天皇ノ特權ヲ以テ國會議院ヲ解散スル者トス。以上各條ノ主意ハ内閣執政ヲシテ連帶責任セシメ、而シテ議院ト合ハザルトキハ輒チ其職ヲ辭シ、議員中衆望アル者之ニ代ル、所謂政黨内閣新陳交替ノ說ニシテ正ニ英國ノ模範ニ倣フ者ナリ。(傍点は原文のまま)……今日急進ノ論ハ漸クニ朝野ノ間ニ浸染シ、一時風潮ノ勢積重シテ陞リ、必最上ノ極點ニ至テ而後止マントス。卑生ノ深く慮ル所ノ

者ハ當局者或ハ理論ニ心醉シテ深く各國ノ異同ヲ究メズ、永遠ノ結果ヲ思ハズシテ、徒ニ目前ノ新奇ヲ悦ビ、内閣ノ組織ヲ以テ、衆議ノ左右スル所ニ任セント欲スルアラバ、一タビ豫フルノ權利ハ、流汗ノ再タビ回ラスベカラサルニ同ジ。獨リ國體ヲ敗ルコトアルノミナラズ、世ノ安寧、國民ノ公福ヲ圖ルニ於テ亦或ハ空理臆想ノ外ニ出デ、悔ユトモ追フベカラザルニ至ラントス。」<sup>(41)</sup>と述べ、議院内閣政治に強い懸念を表わしている。また、その「意見第一」ではイギリスの制度とプロイセンの制度を比較して、「(英國ニ於テ)行政權專ラ國王ニ屬スト稱スト雖モ、其實ハ行政長官ハ即チ議院中政黨ノ首領ナルヲ以テ、行政ノ實權ハ實ニ議院ノ政黨ノ把握ノ中ニ在リ。名ハ國王ト議院ト主權ヲ分ツト稱スト雖モ、其實ハ主權ハ專ラ議院ニ在リテ、國王ハ從テ虚器ヲ擁スルノミ。佛人英國ノ事ヲ贊スルノ語ニ、國王ハ統ベテ而シテ治メズト、其意國王ハ國民ヲ統率スト雖モ、自ラ國政ヲ理セズト云ナリ。是レ其實形宛モ我國中古以來、政治ノ實權武門ニ歸シタルト異ナルコトナシ。

是ニ反シ普魯西ノ如キハ國王ハ國民ヲ統ブルノミナラズ、且國政ヲ理シ立法ノ權ハ議院ト之ヲ分ツト雖モ、行政權ハ專ラ國王ノ手中ニ在リテ敢テ他ニ讓予セズ。國王ハ議院政黨ノ多少ニ拘ラズシテ其宰相執政ヲ撰任スルモノトス。但實際ノ事情ニ從ヒ、多クハ議院輿望ノ人ヲ採用スト雖モ、其權域ヲ論ズルトキハ決シテ議院政黨ノ左右ニ任ズルコトナシ。……更新以來王化未ダ人心ニ浹治セズ、廢藩ノ舉、怨望ノ氣正ニ政府ニ集マル。今若シ俄カニ英國政黨政府ノ法ニ倣ヒ、民言ノ多數ヲ以テ政府ヲ更替スルノ塗轍ヲ踏ムトキハ、今日國會ヲ起シテ明日内閣ヲ一變セントスルハ、鑑ヲ懸ケテ視ルニ均シ。議者内閣更替ノ速ナルハ國ノ平安ヲ扶クル所以ナリト謂フ。予ハ議者ノ或ハ英國ノ成蹟ニ心醉シテ我國ノ事情ヲ反照セザルモノナルヲ疑フコトヲ免レズ。立憲ノ大事方ニ草創ニ屬シ、未ダ實際ノ徵驗ヲ經ズ、今一時ニ急進シテ事後ノ悔ヲ致シ、或ハ予ヘテ後ニ奮フノ不<sup>ル</sup>得<sup>レ</sup>已<sup>テ</sup>アラシメンヨリハ、寧ロ普國ニ倣ヒ歩々漸進シ以テ後日ノ餘地ヲ爲スニ若カズト信ズルナリ。」<sup>(42)</sup>とイギリスに倣つて急進するより、むしろプロイセンに倣つて漸



進すべきことを論じている。<sup>(43)</sup>

次に、「綱領」と「大綱領」(注、本稿卷末第二表の「大綱領」中分類できなかった八目条を含めて)の異同をふまえながら、内容を検討する。

まず、「欽定憲法之體裁可被用事」は綱領と同じ。<sup>(44)</sup>「帝位繼承法ハ……別ニ皇室ノ憲則ニ載セラレ帝國ノ憲法ニ記載ハ要セサル事」も綱領と同主旨であつて、岩倉の従前からの持論であり、ロエスレルの教示によつたものである。<sup>(45)</sup>

天皇の大権事項につき、「陸海軍ヲ統率スルノ權」、「宣戰講和及外國締約ノ權」、「貨幣ヲ鑄造スルノ權」、「大臣以下文武重臣任免ノ權」<sup>(47)</sup>、「位階勳章及貴號等授與ノ權」、「恩赦ノ權」は綱領中二ヶ条に掲げられしものを六ヶ条に分つたものである。「議院開閉及解散ノ權」は綱領にはなかつた。しかし綱領中の「漸進之主義ヲ失ハザル事」、「大臣執政ノ責任ハ……連帶責任之法ニ依ラザル事」の条目は大綱領にはみられない。それに対して、「大臣ハ天皇ニ對シ重キ責任アル事」という条目を掲げている。そして、「法律命令ニ大臣署名ノ事」は綱領と同主旨である。こうした点は、プロイセンに於いて、大臣は独り国王に対してのみ責任があつて国会に対しては何ら責任なし、とロエスレルの答議を井上が解釈したものであり、「意見第二」に於いて主張しているところである。<sup>(48)</sup>

また、「立法ノ權ヲ分ツ爲三元老院民撰院ヲ設クル事」、「元老院ハ特撰議員ト華士族中ノ公撰議員トヲ以テ組織スル事」、「民撰議院ノ議員撰擧法ハ財産ノ制限ヲ用ウル事」、以上も綱領と同じであり、他の憲法草案にも多くみられる条目である。

次に、「歳計ノ豫算政府ト議院ト協同ヲ得サルトキハ總テ前年度ノ豫算ニ依リ施行スル事」も綱領と同主旨である。この行政権優越制ともいい得る提案にあつては、ロエスレルの教示があり、<sup>(49)</sup>「意見第二」に於いて強調している点である。<sup>(50)</sup>

次の「臣民一般の権利及び義務ヲ定ムル事」は、綱領に於いては、「一般人民之権利各件<sup>各國ノ憲法ヲ參酌ス</sup>」となっており、また義務云々と大綱領でいっている点で、まったく内容が異っている。

なお、「議院ノ權限ニ關スル事」、「裁判所ノ權限ニ關スル事」以上の二ヶ条は綱領中になく、綱領中の「凡ソ議案ハ政府ヨリ廢スル事」の条は、大綱領にはみられない。

〔注〕

(1) ここでは元老院の草案の推移を認識しておくために、三つの草案として検討するが、明治九年一〇月案を準備草案とみて、第一次の確定案を明治一一年七月案とされる見解もある。したがってその説によれば、明治一一年七月案の「日本國憲按」を第一次草案、明治一三年一二月の「國憲」を第二次草案とみられる。〔淺井清・（改訂版）『明治立憲思想史におけるイギリス國會制度の影響』（有信堂、一九六九年）一七九頁。同『元老院の憲法編纂顛末』（巖松堂書店、一九四六年）宮沢俊義『日本憲政史の研究』（岩波書店、一九六八年）七頁。等参照。〕本稿では、稲田・前掲『明治憲法成立史』上巻、家永・松永・江村編、前掲『明治前期の憲法構想』での区分にしたがって、第三次草案までの三つの草案としておく。なお、元老院第一次草案が、國憲起草の勅命の後一ヶ月で成立している点につき最近の興味ある研究として次のものがある。向井健・「明治八年・ポアソナード『憲法論』小考」、『一橋論叢第七十八巻第四号』八三頁以下、井田進也・「立法者」中江兆民——元老院國憲案編纂過程における「豆喰ひ書記官」とポアソナードの角逐——『思想』（岩波書店、一九八一年八月）一頁以下。

(2) 稲田氏の引用された明治一三年一二月二日付の伊藤の岩倉宛書翰に『即ニ出來候草案ハ會而柳原ヨリ寫一通内々受取熟覽仕候處各國之憲法ヲ取集燒直シ候迄ニ而我國體人情等ニハ聊も致注意候ものとは不被察必竟歐洲之制度模擬スルニ熱中シ將來之治安利害如何ト顧候ものニ無之様奉存候如斯皮相の見ヲ以テ容易變體ニ着手有之候様ニ而ハ不相成ト憂慮罷在候次第二御座候……』（岩倉具視文書）とあり、元老院國憲案は西洋各国の憲法を燒直し模倣することに熱中して日本の國体人情をまったく考慮せぬものと厳しく批評している。続けて、元老院案を未定案のまま引上ぐべしとの岩倉の意見に賛成しており、岩倉は伊藤のこの手紙を三條へ送付している。稲田・前掲三三五—三三六頁。

(3) 稲田・前掲三三三—三三七頁。家永・前掲『歴史のなかの憲法』上五二頁。

(4) 編別対照表は、伊藤博文編『秘書類纂憲法資料』下(原書房、復刻版一九七〇年)、浅井・前掲書、稲田・前掲書、家永・松永・江村・前掲書を参照した。なお、点、ハ、書きは筆者。

(5) その理由として、明治九年のこの時期は国会開設運動が十分に広まっていないことと、政府は漸進主義をとり民撰議院を設けることは時期早尚とする考えの強かったことの影響に注意したい。

(6) 第一次草案が脱稿された際の「日本國憲ヲ進ムル復命書」のなかで、民撰議院を設けぬ点について「今や代議士ナクシテ國憲ヲ定メント欲ス國憲ノ力恐クハ少カラン臣等又タ按スルニ此言是ナリ然レトモ國憲ノ設ハ要スルニ君民ノ權ヲ分ツニ過キス而シテ其所謂君民ノ權ヲ分ツ者ハ只タ君權ヲ節制スルヲ以テ足レリトス」と述べ、府縣會及邑會を設けぬ点について「代議士ノ設アラス故ニ法律ノ承認ニ至テハ元老院ノ權太タ廣シトス州邑ノ事モ亦タ州會ノ設ナキヲ以テ略セリ此海外各國ノ成法其斟酌ニ於テ亦タ未タ缺アルヲ免カレス抑モ已ムコトヲ得サルニ出ツルナリ」と述べている。稲田・前掲三〇一—三〇一頁。

(7) 先の第一次草案の復命書では、民撰議員なしに國憲を定めようとする事への弁明が為されていたが、第二次草案の復命書に於いては、その部分を省いて「代議士ノ如キハ其漸アリテ其設ナシ且遽カニ之ヲ設クルコトヲ得(得)可カラス然リト(雖)モ國憲アルノ國代議士アラサルコトナシ蓋シ代議士ナキ時ハ已ニ立法ノ權ヲ分ツ可カラスシテ且國憲ヲ遵守スルノ約ヲ結フ可カラス海外各國ノ此制アル固ヨリ已ムコトヲ得(得)サルニ出ツ其已ニ可ナルコトヲ知ル之ヲ取ラサルコトヲ得ス故ニ其明文ヲ掲ク此ヲ今日ノ實地ト相此スレハ較遠キ者トス而シテ國憲ノ體裁ニ至ツテハ各國ノ國憲ヲ斟酌シテ力メテ其行ハレ易キ者ヲ采輯ス」と述べている。「日本國憲ヲ進ムル復命書」(小田切文書) 浅井・前掲書一四一—一四五頁参照。

(8) 君主が即位にあたって宣誓を行うことはヨーロッパ諸国でひろく行われているが、元老院の草案の規定は次の如くである。  
第二次草案 第一篇第二章第五條「即位ノ禮ヲ行フニ方ツテハ兩院集會ノ前ニ於テ國憲ヲ確守スルノ誓ヲ宣フ」(第一次草案の「元老院集會」が「兩院集會」と改められている)

第三次草案 第一篇第二章第四條「皇帝即位ノ禮ヲ行フトキハ兩院ノ議員ヲ召集シ國憲ヲ遵守スルコトヲ誓フ」

ヨーロッパ諸国の憲法に於けるこの趣旨の規定を「日本國憲按同準據書目」「國憲草按引證」(これらはのちに、本稿で前述したような民間の私擬憲法案の起草たちの間にも流布し、大いに参考にされているのである。)に参照してみると、もっとも元老院草案の根拠条文として近いものは、

普 第五十四條第二項「國王ハ兩院合會ノ前ニ於テ普魯西ノ建國法ヲ確守シテ侵サス而シテ建國法并ニ其他ノ法章ニ循由シ

テ政ヲ行フコトノ誓ヲ宣フ」

白 第八十條「國王ハ兩院合會ノ中ニ於テ式ニ依リ左ノ誓辭ヲ宣ヘタル後ニ非レハ位ヲ有セス

我レ白耳時國民ノ建國法及諸法章ヲ守ル事及國ノ獨立地ノ全局ヲ保ツ事ヲ誓フ」というものである。プロイセン憲法およびベルギー憲法の規定がきわめて元老院草案に類似していることがわかるし、むしろ元老院草案のこの規定はこれらの憲法規定の翻訳といひ得るであろう。(日本國憲按同準據書目)・「國憲草案按引證」は、伊藤博文編・前掲書三六二頁。淺井・前掲「元老院の憲法編纂顛末」二〇七—二〇八頁、參照。以下外國憲法の条文はこれらの書物を參考にする。

(9) 皇室經費に關する規定は次の如くである。

第一次草案 第一篇第四章第三條「皇帝及皇族ノ歳入ハ每即位ノ時法律ヲ以テ之ヲ定ム」

第二次草案 第一篇第四章第一條「皇帝及親王諸王ノ歳入ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム」

第三次草案 第一篇第四章第一條「皇帝及皇族歳入ノ額ハ法律ノ定ムル所トス」

皇室經費は法律で、したがって議會の議決を経て定められるのであるが、これはイギリス法上の王室費に關する原則、すなわち、國王が世襲する収益を國庫に提供し、それに対して議會は王室費を提供するというひとつの契約を内容とする原則をヨーロッパ大陸諸國が継受し、成文化したものである。(宮沢・前掲一四頁) そうしたヨーロッパ諸國の憲法に於いて元老院のこの規定にもっとも類似しているものとして次の諸國の規定をあげ得る。

佛(一八一四年のシャルト)第二十三條「俸金ハ國王在位中ノミ定ムヘキ者ニシテ國王即位ノ后始メテ集會スル民選議院ニ

於テ之ヲ決ス」

白 第七十七條「法章各王ノ宮費ヲ定ム」

西 第四十八條「國王及王族ノ費用ハ各王臨御ノ始メ國會ニ於テ之ヲ定ム」

(10) 予算及び租税に關する規定は次の如くである。

第二次草案 第八篇第一條「政府ハ毎年翌年ノ國費概算表及國費ヲ支ユ可キ意見書ヲ代議士院ニ送致シ且租税ノ徵収及其費用ヲナセシ報告書ヲ送致シテ以テ其檢査ト承認ヲ得可キ者トス」(第一次草案の「元老院」が「代議士院」と改められ、「……トヲ得ヘシ」が「……ヲ得可キ者トス」に改められている)

第三次草案 第八篇第一條「政府ハ毎年年次ノ國費計表及國費ヲ支ユ可キ意見書ヲ兩院ニ送リ又租税徵収及費用ノ報告書ヲ

送り以テ其検査及承認ヲ得但此事ハ先ツ代議士ノ議決ヲ經」

文言はいささか不明瞭であるが、予算の審議権は第一次草案では元老院、第二次草案では代議士院のみがもっていたのを、第三次草案に於いては両院に与え、同時に代議士院の予算先議権を定めたものである。この規定はイスパニア憲法に準じたものと思われる。

西 第七十四條「政府ハ毎歳翌年ノ國費豫算ノ概表及ヒ國費ヲ支ユ可キ方法ノ意見書ヲ國會ニ送致ス可シ且租税ノ徵收及ヒ其費用ノ報告書ヲ國會ニ併セ送り以テ其検査ト承認ヲ受ク可シ」

また予算の先議権については、オランダ憲法第百十九條「……歳計豫算表ニ管スル法律議案ハ……即時二國王ノ名ヲ以テ下院ニ附送ス」あるいは、デンマーク憲法第四十八條「國計豫算表及ヒ政府ノ格別ナル費額ハ始メ必ス下院ニ於テ決定ス」等を参照したようである。

なお、第二条以下に関わる租税法定主義については政府の猛烈な反対のあったところであり、井上毅の意見書に「元老院上奏ノ憲法草案第八篇第二條ニ法律ノ承認ヲ得サル租税ハ之ヲ賦課スルコトヲ得スト此レ乃チ明カニ賦税ノ全權ヲ國會ニ付豫スル者ニシテ此條決セサルトキハ人民ハ租税ヲ課出スルコトヲ免レ國庫由テ以テ資捨スル所無ラントス賦税ノ全權既ニ議院ニ在ルトキハ虎ニシテ翼アルノ勢アリ宰相ヲ進退シ内閣ヲ左右ス孰レカ敢テ之ヲ防カン此レ乃チ自由政論家ノ十分ニ満足スル所ナリ」(浅井・前掲五三頁、伊藤博文編・前掲書、上五五頁)とあり、漸次立憲主義を唱えながら実は議會を弱体なものとし、中央政府の強化を図ろうとしている政府の立憲制に対する姿勢にここでは注意すべきである。

(11) 大臣弾劾に関する規定は次の如くである。

第一次草案 第四篇第二章第四條「元老院ハ立法ノ權ヲ受用スルノ外左の諸事ヲ掌ル

一 諸大臣ノ罪ヲ論告スルコト」

同 第六篇第七條「大審院ハ法律ニ掲ケタル職務ノ外元老院ノ論告シタル諸大臣及元老院議員ノ罪ヲ審判ス」

(第二次草案 第四篇第二章第四條では諸大臣に「大臣參議諸省卿及長官」と註が加えられており、第六篇第六條では「……元老院ノ論告シタル諸大臣ノ罪ヲ裁判ス」と改められている。)

第三次草案 第四篇第四章第九條「兩院ハ大臣參議諸省卿及長官ノ罪職務ニ係ル者ヲ劾スルコトヲ得」

同 第六篇第五條「大審院ノ職務ハ法律ニ掲ケタル所ヲ除クノ外兩院劾スル所ノ大臣參議省卿及長官ノ罪職務ニ係ル者ヲ裁判

ス」

と規定されている。ところで、この元老院草案の規定はイギリスの大臣弾劾制すなわち、下院が弾劾し、上院が裁判する——とは必ずしも同じではない。元老院が参照したヨーロッパ諸国の憲法を検討してみると、イギリス風の政治制度の本質的要素をそのまま継受したと思われるフランスの一八一四年のシャルト (Jean-Jaques Chevallier, *Historie des Institutions et des Régimes Politiques de la France de 1789 a nos Jours*, 5<sup>e</sup>éd., 1977, Dalloz, pp. 162-166.) の第五十五條

*Les chambre des députés a le droit d'accuser les ministres, et de les traduire devant la chambre des pairs, qui seule à celui de les juger.* (Duguit, Monnier, Bonnard et Berria, *Les constitutions et les principales lois politiques de la France depuis 1789*, 7<sup>e</sup>éd., 1952, L. G. D. J.) p. 173.

この規定によれば、下院が訴追権をもち、上院が裁判権をもっているのである。元老院の規定の仕方でもっとも類似しているのはベルギー及びプロイセン憲法の条文であるといひ得る。次にそれらの条文を掲げておく。

白 第十四條「各院糾察ノ權ヲ有ス (諸大臣ノ犯事ハ糾察シテ罪ヲ論ス)」

普 第六十一條「各議院ハ諸執政ノ犯建國法及贓賄及謀反ノ罪ヲ論告スルコトヲ得

大法院其事ヲ裁決スヘシ

別法此外ニ諸執政ノ任責事件及其糺治刑律ヲ定ムヘシ (註略)」

(12) ヨーロッパ諸国の君主制の憲法をみると、条約締結を原則として君主の大権事項に属するものとし、同時にある種のものについては議会の承認を必要とするとの原則をとるものが多いことがわかる。元老院が準拠としたもので、もっとも類似している憲法規定を掲げると次の如くである。

普 第四十八條「國王ハ戰ヲ宣ヘ和ヲ決シ外國政府ト諸條約ニ花押以 (和戰ノ專權ヲ有ス)

商易諸約及一國若クハ國民ノ負任 (國債及賦役ノ類) ヲ起スヘキ (將來是ニ由テ起ルヲ云) 諸約 兩院ノ議同ヲ得 (得始メテ施行スヘキカアリ (其ノ人民ニ關カル者ハ必ス人民ノ議ヲ經故ニ國王名ハ和戰ヲ專ニシテ實ハ任々衆議ヲ須ツ))

白 第六十八條「國王ハ陸海軍ヲ指揮シ戰ヲ宣告シ和平及連合及貿易ノ條約ヲ爲ス 國益及國安之ヲ要スル (和若クハ戰ヲ要ス) ニ當テハ國王直チニ之ヲ兩院ニ照報シ及通告文按ヲ附ス

貿易ノ條約及國財ヲ費スヘキノ條約 (現今ニ費ヲ要セサルモ後日或ハ之ヲ要スルニ至ル者アリ故ニ) (ヘキト云) 若クハ各民ニ

關係スヘキノ條約ハ兩院ノ承認ヲ得(得)タル後ニ非レハ其ノ力ヲ有セス

土地ヲ讓ルコト及易ユルコト及附加スルコトハ法案ニ依ルニ非レハ之ヲ行フコトヲ得ス(國王ハ土地ヲ專ラニスルノ權ナシ)何等ノ時ニ於テモ條約ノ密款ハ本款ト相害スルコトヲ得ス(締約ニ或ハ密款アルコトヲ得但タ本款ト相抵害スルニ至テハ人民ノ耳目ヲ塗塞スルニ近シ)」

荷 第五十六條「國王ハ戰ヲ宣シ即時ニ之ヲ國會ノ兩院ニ通知ス且國家ノ益利安寧ト相密接スルト思量スル所ノ者ヲ同ク之ニ  
通照ス

第五十七條「國王ハ外國ト和議ヲ結ヒ及ヒ其他ノ條約ヲ準定ス

國王ハ國家ノ益利安寧ニ係リ之ヲ要トスルト思量スレハ即時ニ右ノ條約ヲ國會ノ兩院に通照ス

歐羅巴州内若クハ他州ニ於テ王國所屬地ノ局部ヲ讓與若クハ交易スル條規又ハ凡ソ法ニ準スル權理ニ關スル條規若クハ修正ヲ含メル條約ハ國會ニ於テ其條規若クハ修正ヲ認可スル後ニ非サルノ外國王之ヲ準定セス」

丁 第十八條「國王ハ戰ヲ宣ヘ和ヲ決シ及同盟貿易ノ條約ヲ結フ然レトモ兩院ノ承諾ヲ得ルニ非レハ土地ノ一部分ヲ割キ及ヒ現行ノ『ドローヒユフリク』(國憲刑法治罪行政ヲ云フ)ノ條規ヲ更改スル約ヲ定ムルコトヲ得ス」

元老院草案の戰宣講和及び條約締結の規定が、これらプロイセン、ベルギー、オランダ、デンマークといったヨーロッパ大陸型の君主制に於ける原則を採用したことは明らかであろう。これに対してイギリス憲法での原則を宮沢教授はブラックストーンおよびトッドの説を引かれて次のように説明されている。

「イギリス憲法では條約締結は本来國王の大權に属するとされる。従つて、ブラックストーンによれば、『國王がいかなる約束を結ぼうともそれを法律的に否認し得る權力はない』。むしろ、大臣弾劾制度(impeachment)によつて議會がこれをコントロールする可能性は与えられているが、條約締結権そのものはあくまで大權のみに属するとされる。下つてトッドも條約締結権は『責任ある大臣の助言によつて行動する王權に排他的に(exclusively)与えられている』と書いている」ことを指摘されている。ただイギリスでも一九二四年の労働党内閣がすべての條約を事前に議會に提出して承認を求めるとの原則を採用したが、この慣行もその後必ずしも踏襲されなかつたと述べられている。(宮沢・前掲二二頁。)

(13) 君主の大權事項に關わるそれぞれの條項は、本稿卷末の「政府側の憲法草案に於ける大權事項比較対照表」の元老院草案の項を参照していただきたい。

第一篇第一章第一條は日本独自に構成し規定したものとと思われるが、元老院が参照したものとして一七九一年フランス憲法第五十七條、英憲法、スエーデン憲法第一款、デンマーク憲法第一條、イタリア憲法第二條等があり、例えばフランス、スエーデン憲法の規定は次の如くである。

一七九一佛 第五十七條「國王ノ權ハ一ニシテ分ツヘカラサル者ニシテ女子及女子孫ヲ除クノ外年長ノ順序ヲ以テ傳ヘ託スル者ナリ」

瑞典 第一款「瑞典ハ王治世襲ノ國タルヘシ其繼續ノ順序ハ王位相續ノ法律ニ從フ可シ」

(14) 君主の無答責の規定につき元老院が準拠したヨーロッパ諸國の憲法でもっとも類似していると思われるものは次の如くである。

澳 第四篇第一條「皇帝ハ神聖ニシテ侵スヘカラス又責任トスル所ナシ」

瑞典 第三款「王躬ハ神聖ニシテ尊敬ス可シ其行爲ハ敢テ間然スルコトナカルヘシ」

葡 第七十二條「國王ノ身體ハ神聖ニシテ侵スヘカラス又責任トスル所ナシ」

オーストリア、スエーデン、ポルトガルの憲法に準拠している。

(15) 君主の行政權統轄については、仏、普、白、葡、荷、丁、伊、露の各憲法を参照しているが、例としてフランス憲法およびオランダ憲法の規定をあげておく。

一七九一佛 第三百三十七條「最上ノ行法權ハ國王之ヲ特有ス國王ハ國ノ一般ノ行政ノ頭領ニシテ國ノ安寧及ヒ取締ノ保存ヲ委トセラルモノナリ」

一八一四佛 第十三條「國王ハ冒瀆ス可ラサル者ニシテ神聖ナリ其卿ハ政事ニ付テ責ニ任シ國王ノミ行法權ヲ有スルナリ」

普 第四十五條第一項「行政權ハ國王一人ニ屬ス（議政ハ衆ヲ尚ヒ行政ハ獨ヲ尚フ）」

荷 第五十四條「行法權ハ國王ニ屬ス」

(16) 君主の官吏任免權については、仏、英、独、普、澳、白、葡、丁、伊、露の諸憲法を参照している。例としてフランス憲法、プロイセン憲法及びベルギー憲法の規定をあげておく。

一七九一佛 第九十五條「諸卿ノ撰任及ヒ免職ハ國王ノミ之ヲ爲スヘシ」

普 第四十五條第二項「國王ハ諸執政ヲ命シ及之ヲ免ス（用捨國王ノ意ニ隨フ）」



白 第六十五條「國王ハ諸執政ヲ命シ及之ヲ免ス」

(17) 君主の軍統帥權及び武官の任免については、仏、独、普、澳、白、瑞典、荷、伊の諸憲法を参照している。例としてプロイセン憲法及びオランダ憲法の規定を掲げておく。

普 第四十六條「國王軍兵ノ元帥ヲ有ス（兵馬ノ權ヲ執ル）」

第四十七條「國王ハ軍兵及它ノ諸部官ニ於テ凡テノ官吏ヲ命スルノ權ヲ有ス但シ法章特ニ定メタル者ハ此ノ例ニアラス（軍官法官政部官等普ニ國王ヨリ任命ス其ノ民撰ニ屬スヘキ者ハ法章之ヲ定ム邑長ノ類是レナリ）」

荷 第五十八條「國王ハ陸海軍ヲ指揮シ武官ヲ拜除ス但シ其昇級免黜若クハ退老ハ法律ヲ以テ定メタル例規ニ準シ國王之ヲ決ス」

(18) 君主の赦免權については、仏、普、白、西、葡、荷、丁、伊の諸憲法を参照している。例としてフランス一八一四年のシャルト、プロイセン憲法及びイタリヤ憲法の規定を掲げておく。

一八一四佛 第六十七條「國王ハ宥罪ヲナシ且減刑スルノ權ヲ有スルナリ」

普 第四十九條第一項「國王ハ恩赦ヲ與ヘ及刑ヲ減スル（減等ヲ云）ノ權ヲ有ス」

伊 第八條「國王ハ罪犯ヲ赦宥シ及ヒ刑ヲ減輕スルノ權ヲ有ス」

(19) 君主の貨幣鑄造權については、仏、澳、白、西、荷、丁の各憲法を参照している。例としてオーストリア憲法及びオランダ憲法の規定を掲げておく。

澳 第四篇第七條「錢貨ヲ鑄ルノ權ハ皇帝ノ名ヲ以テ行フ」

荷 第六十二條「國王ハ鑄錢ノ權ヲ有ス且其肖像ヲ錢貨ニ鑄ラシムルコトヲ得」

(20) 君主の貴號及び勳章授與權については、仏、英、普、澳、白、葡、荷、伊の各憲法を参照している。例としてオーストリア憲法及びオランダ憲法の規定を掲げておく。

澳 第四篇第四條「爵稱華稱及ヒ他ノ榮章ハ皇帝之ヲ賜與ス」

荷 第六十三條「貴族ノ爵ハ國王之ヲ賜與ス」

(21) 家永・松永・江村編・前掲九頁。

(22) 淺井・前掲（改訂版）「明治立憲思想史におけるイギリス國會制度の影響」一八〇頁。

(23) 淺井・同右一八〇—一八一頁。また、イギリスの“King in Parliament”は、混合政体 (mixed government) の樹立による①君主制をあらわす国王、②貴族制をあらわす貴族院、③民主制をあらわす庶民院の三者が、互いに対等の立場に立ち、相互に抑制しつつ、国会において国政の最高権力者となるという点にある。混合政体の理念は、(i)貴族院と庶民院は対等であること。(ii)国王は、両院を通過した法案に対して裁可を拒否してその成立を阻止しうること。(iii)国王の行政は、国会の法律に従って行なわれること、といった形をとる。〔田中英夫・『英米法論』上(東京大学出版会、一九八〇年)一三九—一四〇頁。〕

(24) 宮沢・前掲一二頁。

(25) 一八一四條 第十五條「立法權ハ國王ト上院及民選議院ト共ニ之ヲ行フコトナリ」

白 第二十六條「立法權ハ國王及代議士院(下院)及上院ニ由テ共同シテ之ヲ行フ」

普 第六二條「立法權ハ王ト両院ト共同シテ之ヲ行フ」

(26) 例えば、オランダ憲法の第百五條より第百十四條までの規定を参照したものとと思われるが、次の如くである。

(百五條) 国王ハ其理由ヲ陳スル宣旨ヲ以テシ又ハ委員ニ任シテ法律議案又ハ其他ノ起議ヲ下院ニ附ス

(百六條) 下院ハ定時ニ抽籤ノ法ヲ用ヒテ更撰スル議員ヲ分任シタル各課ニ於テ調査スルノ後ニ非レハ國王ノ下附スル何レノ起議ト雖モ總會議ニ於テ討論セズ

(百七條) 下院ハ國王ノ起議ヲ改竄スルノ權ヲ有ス

下院ニ於テ改竄スルコトナク若クハ改竄シテ議案ヲ採用スルトキハ左ノ例文ヲ添テ之ヲ上院ニ送移ス「略」

下院ニ於テ國王ノ議案ヲ斥ケタルトキハ左ノ例文ヲ併セテ之ヲ國王ニ奏聞ス

「國會ノ下院ハ王ノ能ク國益ニ注意スルノ厚キヲ感載ス且謹シテ該案ヲ再思ニ附センコトヲ上請ス」

(百八條) 上院ハ第百六條ニ準シ下院ニ於テ諧合シタル國王ノ議案ヲ論議ス

(百十條一) 國會ハ法律議案ヲ國王ニ奏上スルノ權ヲ有ス

これらの条規からわかるように、法律の発案権は君主にのみ属し、議院はただ上奏権を与えられているにすぎない。

ただし、こうしたヨーロッパ大陸諸国の憲法に於いては、たしかに法律の発議権はもっぱら君主に属し、君主はまた、裁可の絶対的拒否権をもつのであるが、それに対して、議院は君主の議案に対する改竄、あるいは拒否権をもつことが規定されて

いる点は、注意する必要がある。元老院草案に於いては、そうした規定はなく、あいまいにされている。「國憲草按各議官意見書」のなかで、福岡孝弟が、「此ニ至テ兩院ノ起草起議ヲ意見書トノミ謂フテ適當ナルヤ、蓋シ此第一條第二條ハ立法權ノ因據スル所尤モ審議セサルヘケンヤ。」(伊藤編・前掲『秘書類纂憲法資料』下四一五頁)と述べている点は重要である。元老院草案にあつて皇帝は法律の発案権をもち、第四篇第一章第三條で絶対的拒否権をもっている点からしても、皇帝と議院とが立法権を分有するものとはいえないであらう。

- (27) 宮沢・前掲二六頁。この点について、I. Jennings, *The British Constitution*, 5th ed. (Cambridge U. P. 1971), pp. 80-95. 榎原猛・千葉勇夫訳『新訂イギリス憲法論』(有信堂高文社、一九八一年)八八一—〇三頁。早川・村上・稻本・稻子『外国法の常識』第二版(日本評論社、一九七五年)二八一—二九頁、七五—七七頁、等が参考にならう。
- (28) 一八一四年フランスのシャルトの条文は、Duguit, Monnier Bonnard et Berlia, *op. cit.*, p. 173. ベルギー憲法、プロイセン憲法の各原文の規定は、宮沢・前掲二四頁参照。
- 一八一四佛 第五十條「國王ハ每歲兩院ヲ召集シ又ハ集會ヲ延期シ或ハ下院ヲ解散シ得但シ其ノ場合國王ハ解散ノ日ヨリ三箇月内ニ下院ヲ召集ス可シ」
- また、イタリヤ憲法第九條も、「國憲草按引證」(淺井・前掲二〇〇頁)によれば、同様の規定であつて(ただ、「解散ノ日ヨリ四箇月以内ニ下院ヲ召集ス可シ」となっている)、下院のみの解散を定めている。
- 白 第七十一條「國王ハ兩院ヲ同時ニ或ハ各別ニ解散スルノ權ヲ有ス」
- 普 第五十一條「國王ハ兩院ヲ徵聚ス及會ヲ閉ルコトヲ決ス國王ハ一時ニ兩院ヲ解散シ或ハ其ノ一ヲ解散スルコトヲ得」と
- 兩院の解散を認めているのである。
- (29) 宮沢・前掲三一—三五頁。稲田・前掲三三一—三三三頁。
- (30) 伊藤・前掲書、下九九頁以下。
- (31) 宮内省臨時帝室編修局編修『明治天皇紀・第五』(吉川弘文館、一九七一年)三〇八—三一五頁。
- (32) 稲田・前掲四五—四六四頁、五〇八—五一八頁。
- (33) 前掲『明治天皇紀・第五』四〇三—四〇六頁。稲田・前掲四六五—四六七頁。
- (34) 伊藤博文編・前掲『秘書類纂憲法資料』上七〇—七二頁。

(35) 伊藤編・同右四九―五七頁。

(36) 伊藤編・前掲書、中二五九―二六一頁。

(37) 清水伸・『獨逸に於ける伊藤博文の憲法取調と日本憲法』(岩波書店、一九三九年)二二八頁。

(38) 前掲『明治天皇紀・第五』四〇四―四〇五頁、稲田・前掲四九〇―四九一頁。

(39) 鈴木安藏・『憲法制定とロエスレル』(東洋經濟新報社、一九四二年)一四一頁以下。同『憲法の歴史的研究』(大畑書店、一九三三年)二〇〇頁以下等。

(40) 稲田・前掲四七一頁。(41) 伊藤編・前掲書、上五六頁。(42) 伊藤編・同五〇頁、五二頁。

(43) この井上の意見もロエスレルの答辭、指導に裏付けされたものである。鈴木・前掲『憲法制定とロエスレル』一四八―一五〇頁。稲田・前掲四六七―四六九頁。一八一(明治一四)年六月の井上の質問「李國ニ於テハ執政ニ連責帶任ナシ、國王ハ議院少數ノ執政ヲ保護スルコトヲ得是レ英國ト異ナル所也請フ其ノ得失ヲ示サレヨ」というに対して、ロエスレルは、「今兩國〔イギリスおよびプロシア〕沿革ノ相異ナルモノヲ剖判シテ其要項ヲ臚列スルトキハ則左ノ如クナルヘシ。

第一 李國ニ於テハ宰臣ノ進退ハ國王之ヲ專決スヘキコト明カニ載セテ憲法ニ在リ。英國ニ於テモ亦然リト雖モ、是レ外觀ヲ飾ルノ虚文ニシテ其實宰臣ハ議院多數ノ撰出スル所タリ。即チ多數黨ノ代理者ナリ。故ニ多數黨ニ對シテ連帶ノ責任ヲ負擔スヘキコト當然ノ事ナリ。李國ニ於テハ則然ラス、宰臣皆ナ國王ノ撰任スル所ニシテ、法律ハ其宰臣ヲ以テ國王ノ代理者ト認ム。故ニ宰臣ハ、特リ國王ニ對シテ、ハ、ミ責任アルモノナリ、國會ニ對シテ何等責任アルモノニ非ルナリ。宰相ハ議院多數ノ代理者ニアラス、又國會議員中ノ人ニ非ルナリ。是以宰臣ノ說國會ノ多數ニ背馳スルトキハ、特ニ國王ノ保護ニ頼リ現ニ少數ニ居テ政ヲ施スコトヲ得、是レ國王躬ヲ己ノ責任ヲ以テ己ノ宰臣ヲ保護スルモノナリ。然レトモ國王ノ人民ニ於ケル、憲法上更ニ此ノ如キ責任ナキヲ以テ、到底宰臣ハ國會ニ對シ何等責任ナキモノナリト云ハサルヘカラス。(傍点は原)」と答えていた。

(44) 欽定憲法、国約憲法の区別は、通常民議を経るか否かによつたが、井上の「欽定憲法考」(伊藤編・前掲書、中二五九頁以下)によると、欽定憲法とはその公布式が詔勅の体裁を具えているものをいう。例えば、「歐羅巴ノ原語ニチャルトト云ルハ、國君ヨリ嚴肅ナル儀式ヲ以テ特ニ其臣民ニ權利ヲ授クル詔勅ヲ謂フノ名ニシテ、欽定憲法ノ字ト正ニ相符合セリ」といつている。また国約憲法とは人民代表の名をもって公布されるもので、例えば、「君民合同ノ名ヲ以テ公布スルノ式ハ、佛蘭西千七百九十一年ノ憲法ノ諸言ニ、國會ヲ組織シタル佛蘭西國民ノ代理人等云々……主權ハ國民ニ存ス」原理に基づくものとしてい

る。しかし、欽定憲法と雖も「公布ノ前、代議士ヲ招集シ、議定セシムヲ要ス」と述べており、井上の見解はきわめて特異なものであったが、實質的には多くの国約憲法論者と同様の考え方を取っているとい得るであらう。

(45) 鈴木・前掲三八〇―三八四頁。ロエスレルの皇室自律主義は、皇帝典範起草の際、明治二十年の井上に対する答議で明らかにされているが、岩倉綱領起草に於いて力説された基本的考えがよく示されているので、次に掲げておく。

問「家憲ハ私權ヲ規定シタル者ナル乎又ハ公權ヲ規定シタル國法ニ屬スヘキ者ナル乎……又家憲ハ一種特別ノ性質ニシテ公權ト私權トヲ併セテ之ヲ規定スルヲ以テ其固有ナル本素トナス乎」

答「君主ノ家憲ニハ其家族法及相續法ヲ掲ケ而シテ此部分ヲ君主私法ト稱スルヲ常トス……君主私法ナルモノハ又國法ニ屬スルモノトス……此事項ハ可成家憲ヲ以テ規定スルコト世襲君主國ノ本質及王室ノ獨立ニ適當スルカ如シ蓋家憲ハ國王自ラ之ヲ制定スルヲ得議院ノ干渉ヲ受ケザルモノナリ……此家憲ヲ制定スルノ權ハ國王ニ屬スル家―長―權ヨリ生スルモノニシテ私人ノ家族ニ於ケル關係ヨリ一層強大ナルハ政治上ノ理由アリテ然ルモノナリ……家憲ハ現行法ノ一部ナルカ故ニ他ノ法律命令ニ於ケル如ク國民ニ於テ之ヲ遵守スヘキモノナリ……奥國ノ憲法ニ於テハ此王家ノ關係ヲ一モ掲クルコトナシ總テ之ヲ結論スルトキハ世襲君主國タルコト及之ニ附帶スル王位繼承ノ順序ハ之ヲ憲法ニ掲クルヲ要セズ又政權ヲ有スル王家ヲ指定スルヲ要セズ何トナレハ此關係ニ於ケル現狀ハ憲法ノ發布ニ依テ變更スルコトナケレハナリ……日本ニ於テハ……皇族ニ關スル一切ノ規定ヲ家憲ニ讓ルヲ得ヘシ此家憲ハ公布スルヲ要セズ且從來ノ婚姻及相續上ノ關係ヲ保存シ他日改正スヘキ時機ノ來ルヲ須ツヲ得ヘシ」と憲法と君主の家憲について述べ、普、巴威爾に於いては王位繼承の順序を憲法に掲げていたため争議を生じるに至った例など、きわめて詳細に奥、英、白、仏などヨーロッパの君主國に於ける經驗をふまえて、日本に於いては議会の介入の恐れがないように憲法とは分けて君主の家憲を定めることを教示しているのである。

(46) 貨幣鑄造權については、プロイセンはじめヨーロッパ各國の憲法を参照して岩倉綱領に掲げられたものであるが、それにつき井上は、明治一五年に、また改めて明治二十年にロエスレル、モッセに質問している。(伊藤編・前掲書、上一一八頁以下。)問「各國ノ憲法中、國王ノ特權ヲ掲ゲタル部分ニ貨幣ヲ鑄造スルノ一條ヲ設ケタリ。此ノ一條ハ他ノ行政ノ大權ト均シク憲法ニ掲グベキノ價値アルヤ。」ロエスレル、答「……是ヲ以テ貨幣權ハ憲法ニ掲グルヲ要セズシテ、固ヨリ自カラ明白ナル者トス。然レドモ此ニ要スル所ノモノハ鑄造權ノ外貨幣制度全體ノ行政ナリ。」と、モッセも同様に、法律で定めればよいと答えている。

(47) 任免権については、ロエスレルが一八五〇年プロイセン憲法第四五条（『井上毅傳・史料篇第三』）「一八字國憲法」國學院大學圖書館内井上毅傳記編纂委員會・一九六九年、五一頁参照。）を基に井上に教示したものである。井上はその「意見第二」に於いて、「第一憲法ニ於テ『天子ハ大臣以下勅任議官ヲ選任シ及之ヲ進退ス』トノ明文ヲ掲グベシ。此明文ヲ掲グルトキハ假令實際ニ於テハ執政大臣ハナルベク衆望ノ人ヲ採用シ、其極メテ輿論ニ背クノ人ハ之ヲ罷免セザルヲ得ズト雖モ、進退ノ大權、一ニ天子ニ在ルヲ以テス。故ニ宰臣タル者亦 天子ノ知遇ト國家ノ慶頼トニ倚リ、衆議紛言ノ爲ニ左右セラレズ、基意見ヲ一定シ、確然不拔ノ針路ヲ取り、假令一二ノ議事ニ於テ議院ノ少數ヲ得ルモ、仍ホ終始内閣ノ大局ヲ全クスルコトヲ得テ、且タ廟猷ヲ變更スルニ至ラザルベシ憲ニ依ル」(伊藤編・前掲書、上五三頁)と強調しているところである。

(48) 「注」(43) 参照。ロエスレルは、厳密に君主制による國家に於いては、本来の議會に對する大臣の責任が存在しえないことを徹底的に主張していたのである。『日本國家の近代化とロエスラー』ヨハネス・ジームス著、本間英世訳（未來社、一九七〇年）一四五頁。』

(49) 「第二 憲法ニ於テ宰相ノ責任ヲ定メ、其連帶ノ場合ト各個分擔ノ場合ヲ分ツベシ。」との項目をあげ、続けて大臣の個人責任とイギリスの連帶責任制の意義の違いを述べている。(伊藤編・前掲五三―五四頁。)

(50) 「注」(43) に於ける明治一四年の同じ質問に對する答へに、「第二 英國ニ於テハ毎年國會ノ決議ヲ經ルニ非レハ諸般ノ租稅ヲ徵收スルヲ許サス、又陸軍ノ保續ニ至テモ亦其決議ヲ仰カサルヘカラス。若シ其決議ヲ經シテ恣ニ徵稅スルトキハ、法衙之ヲ認メテ不正無效ノ徵稅ナリト判決シ以テ人民ヲ保護スヘキカ故ニ、宰臣モ亦安リニ國會ノ決議ヲ經サル租稅ヲ徵收スルコトヲ爲サ、ルナリ。宇國ニ於テハ全ク之ニ反ス。既ニ憲法第五條ニ國會ノ承認ヲ經シテ徵稅スルヲ許サスノ明文アルニ拘ラス、更ニ其百九條ニ云フ所ニ據レバ、若シ當年度ノ歲計豫算ニ就テ政府ト國會トノ間ニ意見ヲ異ニスルトキハ、前年度ノ豫算ヲ以テ當年度ニ存續シテ其効カラ有スベシト、故ニ宇國ノ人民ハ己ノ承認ヲ經サル租稅ヲ徵收セラル、コトアルモ、猶ホ法衙ノ之ヲ保護スヘキナシ。蓋シ前年度ノ豫算當年度ニ存續シテ其効力ヲ有スレハナリ。」(傍点、丸) (注) (43) に於ける前掲書、及び『明治文化全集第二十五卷雜史篇』(明治文化研究會、復刻一九六七年) 二二二―二二三頁。との教示を行っている。

(51) 意見第二によれば、「第三 憲法ニ於テ普國ノ左ノ一條アルニ做ハザルベカラズ。普國憲法第百九條ニ、現行ノ租稅ハ將來ニ其効ヲ有スベシト、蓋シ此ノ一條ハ普國ノ建國憲法ニ於テ專ラ行政權ヲ維持スル所以ノ主腦ナリ。此ノ一條ナキトキハ……」

議院ハ其ノ議ヲ固執スル爲ニ獨リ徵稅ヲ抗拒シ、國庫須要ノ資料ヲ貢納セザルノ一法アルノミ。議院ハ其力能ク立國ノ生命ナル租稅ヲ拒ムコトヲ得ルガ爲ニ、英國及白耳義、伊太里諸邦ノ如キモ亦皆議院ノ爲ニ政黨内閣ヲ組織シ、以テ議院ノ衆望ヲ買フコトヲ務メタリ。今果シテ普國ニ倣ヒ、内閣ヲシテ議院ノ外ニ在ラシメント欲セバ、必ず又普國ノ租稅ノ條ニ依ラザルヘカラズ。然ラザレバ天子ハ宰相ヲ進退スルノ條アルモ亦將ニ有名無實ニ歸セントス。」(傍点、丸)(伊藤編・前掲五四―五五頁。)

と述べている。

ここで、プロイセン憲法第九條についてロエスレルと井上との間に混同があるように思われるが、それについて、鈴木・前掲書では、「プロシア憲法百九條そのものは、直接には何ら前年度の豫算が今年度も効力を有すべきことを規定してはゐない」と指摘されている。そこで、前掲井上訳の一八五〇年「普國憲法」第九條をみると、「現行ノ租稅ハ、舊ニ依テ收入スベシ」とある。ただし、その註に「新法ノ催稅ニ非ルヨリハ、議院ノ議ヲ假ラズ、〇「ヒレブラン」氏ニ据ルニ、此ノ條、第九十九條實トニ相矛盾ス、故ニ千八百五十年ヨリ、千八百六十一年ニ至ル迄、十二年ノ間、歲計會テ前議ヲ經ズシテ、舊ニ依ルノ名ヲ以テ收入シ、議士亦優容シテ摘發セズ、千八百六十二年ヨリ、千八百六十六年ニ至ル迄四年ノ間執政ト議院ノ争此レニ由テ大ニ起ル、千八百六十七年以後始メテ前年ノ末ニ於テ後年ノ歲計ヲ議スルコトヲ得ルニ至レリ」(傍点筆者)とある。井上の「意見第二」の第三項につき稲田氏は、「井上のはじめの原稿では『普國憲法第九條ニ若シ歲計豫算ニ付テ政府ト國會ト叶同セサルトキハ前年ノ豫算其效ヲ有スヘシト』とあった。また、岩倉公實記所収のものでは『普國憲法第九條ニ云々舊稅ハ其力ヲ保ツト其説明ハ若シ歲計豫算ニ付テ政府ト國會ト協同セサルトキハ前年ノ豫算其效ヲ有スヘシト云ニアリ』と更に改められている」(稲田・前掲四七七―四七八頁。)と考証されている。したがって、井上の混同ではなく、ロエスレルの教示に、自らの普國憲法記につけた註の資料などを基にして執筆したものであるう。なお、この箇所は、プロイセンに於ける憲法抗争の経験から理解できるものである。ピスマルクと議會の間で軍事予算について意見が一致せず、議會が賛成しなくても、政府は予定の予算案を実行するであろうとピスマルクは宣言した。これは憲法違反であるとして攻撃され、窮余の一策として前年度予算施行の規定を追加せんとしたが、これも議會の否決するところとなった。結局ピスマルクは議會の意向を無視して予算を自己の予定通り使用したのである。ロエスレルにとっては、予算をめぐる衝突の際に、無法状態が生ずる可能性を回避することが、憲法の本質的な課題の一つであったのである。(鈴木・前掲一五一頁、ジームス・前掲一七五頁。)こうしたプロイセンでの経験をふまえたロエスレルの教示は、明治憲法第六十三條「現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル

限りハ舊ニ依リ之ヲ徵収ス」また、第七十一條「帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ預算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ」という条文に採り容れられたのである。

### 第一 民間の憲法草案に於ける大権事項比較対照表

<p>櫻鳴社案 (明治十三年十二月頃)</p>	<p>五日市「日本帝國憲法」(明治十四年四月〜五月頃)</p>	<p>交詢社「私擬憲法案」(明治十四年四月二十五日)</p>	<p>立志社「日本憲法見込案」(明治十四年九月頃か)</p>	<p>植木枝盛「日本國々憲案」(明治十四年八月)</p>	<p>〔備考〕</p>
<p>第一篇 皇帝 第三款 皇帝ノ權利 皇帝ハ神聖ニシテ責任ナシ(第十五條)</p>	<p>第一篇 國帝 第三章 國帝ノ權利 國帝ノ身体ハ神聖ニシテ侵ス可ラス又責任トスル所ナシ 萬機ノ政事ニ關シ國帝若シ國民ニ對シテ過失アレハ執務大臣獨リ其實ニ任ス</p>	<p>第一章 皇權 天皇ハ聖神ニシテ犯ス可ラサルモノトス政務ノ責ハ宰相之三當ル(第二條) 天皇ハ内閣宰相ヲ置キ萬機ノ政ヲ信任スヘシ(第七條)</p>	<p>第三章 帝室</p>	<p>第五編 皇帝及皇族攝政 第一章 皇帝ノ特權 皇帝ハ國政ノ爲メニ責任セス(第七十五條) 皇帝ハ刑ヲ加ヘラルルコトナシ(第七十六條) 皇帝ハ身体ニ屬スル賦稅ヲ免カル(第七十七條)</p>	<p>君主の無答責 (注)立志社案は、第三章第三節の「帝位」に於て、國帝ハ叛逆重罪ニ因テ其位ヲ失ス(第八十三條)篤疾廢ニ係ル時亦タ之レニ準ス(第八十四條)</p>



	嚶 鳴 社	皇帝ハ立法行政司法ノ三部ヲ總轄ス (第十六條)
國帝ハ法律ノ議案ヲ國會ニ出シ及其他自ラ適宜ト思量	五日市	國帝ハ
	交詢社	天皇ハ宰相並ニ元老國會院ノ立法兩院ニ依テ國ヲ統治ス(第一條) 行政ノ權ハ天皇ニ屬シ行政官吏ヲシテ法律ニ遵ヒ總テ其事務ヲ執行セシム(第四條) 司法ノ權ハ天皇ニ屬シ裁判官ヲシテ法律ニ遵ヒ凡テ民事刑事ノ裁判ヲ司ラシム(第五條)
國帝ハ自ラ其意見ヲ國會ニ呈シ或ハ攝政ヲシテ之ヲ代	立志社	第二節 帝權 國帝ハ行政長官タリ別條國帝陸海軍ノ都督タリ(第五十三條) 國帝ハ行政事務ヲ親裁ス(第五十四條) 國帝ハ攝政官ニ依テ其政ヲ補翼セシム(第五十五條)
日本皇帝ハ日本聯邦立法權ニ與カルコトヲ得(第一百十條)	植木	第二章 皇帝ノ權限 皇帝ハ聯邦行政府ニ出頭シテ政ヲ秉ル(第八十八條) 皇帝ハ聯邦行政府ノ長タリ常ニ聯邦行政ノ權ヲ統フ特別ニ定メル者ノ外聯邦諸行政官吏ヲ命スルコトヲ得(第八十九條) 皇帝ハ聯邦司法廳ノ長タリ其名ヲ以テ法權ヲ行フ又法官ヲ命ス(第九十條)
立法權に關する權(植木案第一百十六條は第六編立法權	備考	統治權

嚶 鳴 社		
五 日 市	スル起議ヲ國會ニ 下附ス	國帝ハ國會ヨリ上 奏シタル起議ヲ允 否ス 國帝ハ國會ノ定案 及判決ヲ勅許制可 シ之ニ鈐〔欽か〕 印シ及ヒ總テ立法 全權ニ屬スル所ノ 職務ニ就キ最終ノ 裁決ヲ爲シ之ニ法 律ノ力ヲ與ヘテ公
交 詢 社		日本政府ノ歳出入 租稅國債及諸般ノ 法律ハ元老院國會 院ニ於テ之ヲ議決 シ天皇ノ批准ヲ得 テ始テ法律之効ア リ〔第三條〕 天皇ハ法律ヲ布告 シ〔第六條〕
立 志 社	理セシムルコトヲ 得〔第五十六條〕 國帝ハ法律案ヲ起 艸シ之ヲ國會ニ出 スコトヲ得〔第五 十七條〕	國帝ハ國會ノ議 決ヲ允可シ之ヲ執 行ス其允可スヘカ ラスト思慮スル者 ハ左ノ語ヲ以テ捺 印シテ一週間内ニ 其議決書ヲ國會ニ 返付ス 朕篤ク國會ヲ信ス 故ニ今之ヲ返付シ テ國民ノ爲メ尚ホ
植 木	六條〕 皇帝ハ現行ノ法律 ヲ廢シ已定ノ法律 ヲ格置スルヲ得ス 〔第九十一條〕 皇帝ハ法ノ外ニ於 テ立法院の議ヲ拒 ムヲ得ス〔第九十 三條〕	聯邦立法院ニテ決 定シタル成説ハ皇 帝ニ呈シテ承認ヲ 得ルヲ必トス〔第 百六十二條〕 皇帝立法院ノ成議 ヲ受取ラハ三日以 内ニ必ス其答ヲ爲 サ、ル可ラス若シ 其熟考セント要ス ルコトアラハ其趣
備 考	ニ關スル諸則 第 一章立法權ニ關ス ル大則の條。〕	法律を裁可、公布 する權。国会の議 決に対する君主の 拒否權（植木案第 百六十二條、第百 六十三條、第百六 十四條は、第六編 中第十一章立法院 ノ決議ヲ國法トナ スニ就テ皇帝ト相 關スル規則の條。〕

嚶 鳴 社	
五 日 市	布 ス 可 シ
交 詢 社	
立 志 社	配 慮 セ ン コ ト ヲ 望 ム （ 第 五 十 八 條 ） 國 帝 ハ ニ タ ビ 國 會 ノ 議 決 ヲ 拒 ム コ ト ヲ 得 ス （ 第 五 十 九 條 ）
植 木	ヲ 申 通 シ テ 二 十 日 以 内 ニ 可 否 ヲ 示 ス （ 第 百 六 十 三 條 ） 聯 邦 立 法 院 ノ 決 定 ス ル 所 ニ シ テ 皇 帝 準 許 セ サ ル コ ト ア ル ト キ ハ 立 法 院 ヲ シ テ 之 ヲ 再 議 セ シ ム
備 考	立 法 院 之 ヲ 再 議 シ タル ト キ ハ 議 員 總 數 過 半 以 上 ノ 同 意 アル ヲ 見 レ ハ 更 ニ 奏 シ テ 必 ス 之 ヲ 行 フ ニ 定 ム （ 第 百 六 十 四 條 ） 立 法 院 ノ 議 決 シ タ ル コ ト ニ シ テ 皇 帝 之 ヲ 實 施 シ 難 シ ト 爲 ス ト キ ハ 議 會 ヲ シ テ 之 ヲ 再 議 セ シ

嚶 鳴 社		
五 日 市	<p>國帝ハ國會ヲ催促 徵喚シ及之ヲ集開 終閉シ又之ヲ延期 ス</p> <p>國帝ハ國益ノ爲ニ 須要トスル時ハ會 期ノ暇時ニ於テ臨 時ニ國會ヲ召集ス ルコトヲ得</p> <p>國帝ハ國安ノ爲ニ 須要スル時機ニ於 テハ同時又別々ニ 國會ノ兩院ヲ停止 解散スルノ權ヲ有 ス</p> <p>但シ該解散ノ布告 ト同時ニ四十日內</p>	
交 詢 社	<p>天皇ハ……元老院 國會院ヲ開閉シ中 止シ元老議員ヲ命 ジ國會院ヲ解散ス ルノ特權ヲ有ス (第六條)</p>	
立 志 社	<p>國帝ハ國會ノ開院 并ニ閉場式ヲ執行 ス病疾ノトキハ名 代人ヲ出スヲ得 (第七十條)</p> <p>國帝ハ國家ノ爲メ 必要ト見做ストキ ハ臨時ニ國會ヲ招 集スルコトヲ得 (第七十三條)</p>	
植 木	<p>ムルヲ得此ノ如キ トキハ皇帝ハ其由 ヲ詳説陳辨セサル 可ラス(第九十五 條)</p> <p>皇帝ハ立法議會ヲ 延引スルヲ得</p> <p>立法議會ノ承諾ナ クシテ三十日ヲ越 ユルコトヲ得ス (第八十四條)</p>	<p>皇帝ハ立法議會ト 意見ヲ異ニシテ和 セサルニ當リ一タ ヒ其議會ヲ解散ス ルコトヲ得之ヲ解 散シタルトキハ必 ス三日內ヲ以テ其 旨ヲ各撰舉區ニ達 シ且人民ヲシテ更 ニ議員ヲ撰ハシメ 必ス六十日以内ヲ</p>
備 考	<p>議院の開閉及解散 の權</p>	

	櫻 鳴 社
シ 院ノ召集ヲ命ス可 ニ新議員ヲ撰舉シ 及二ヶ月内ニ該議	五 日 市
	交 詢 社
	立 志 社
以テ議會ヲ復開セ サル可ラス一タヒ 解散シタル上ニテ 復開シタル議會ハ 同事件ニ就テ再ヒ 解散スルコトヲ得 ス(第九十四條) 非常ノ事件アリテ 會議ヲ要スルトキ ハ皇帝ハ臨時會ヲ 開クコトヲ得(第 百五十一條) 聯邦會議ノ開閉ハ 皇帝之ヲ司ル(第 百五十二條) 皇帝ハ國政ヲ施行 スルカ爲メニ必要 ナル命令ヲ發スル コトヲ得(第八十 六條)	植 木
の條) 立法會議開閉集散 は第六編中第九章 一條第百五十二條 (植木案第百五十	備 考

嚶 鳴 社	皇帝ハ何等以上ノ官及ヒ裁判官ヲ任免ス 但終身官ハ法律ニ定メタル場合ノ外ハ之ヲ免スルコトヲ得ス(第十九條)	皇帝ハ外國派遣ノ使節諸公使及ヒ領事ヲ任免ス(第十二條) 皇帝ハ陸軍ヲ總督ス (第二十條)
五 日 市	國帝ハ執政官ヲ任意ニ除任免黜シ又元老院ノ議官及裁判官ヲ任命ス但シ終身官ハ法律ニ定メタル場合ヲ除クノ外ハ之ヲ免スルコトヲ得ス	國帝ハ海陸軍ヲ總督シ武官ヲ排除シ軍隊ヲ整備シテ便宜ニ之ヲ派遣スルコトヲ得但シ其昇級免黜退老ハ法律ヲ以テ定メタル例規ニ準シ國帝之ヲ決ス
交 詢 社		天皇ハ……海陸軍ヲ統率シ……(第六條)
立 志 社	國帝ハ法律ニ由テ行政諸官ヲ任免ス(第六十二條) 帝王ハ攝政官ノ内ヨリ攝政長ヲ提任ス(第六十三條)	國帝ハ司法長官ヲ指名シ國會ノ准許ニ由テ之ヲ任免ス(第六十四條)
植 木		
備 考	任免權	陸海軍を統率する 權

嚶 鳴 社		皇帝ハ戰ヲ宣シ和ヲ講ス 但即時ニ之ヲ國會ニ通知スヘシ(第二十一條) 皇帝ハ外國ト諸般ノ條約ヲ爲ス 但國財ヲ費シ若ク
五 日 市	國帝ハ軍隊ニ号令シ敢テ國憲ニ悖戻スル所業ヲ助サシムルコトヲ得ス 且ツ戰爭ナキ時ニ際シ臨時ニ兵隊ヲ國中ニ備ヒ置カント欲セハ元老院民撰議院ノ承諾ナクシテハ決シテ之ヲ行フ可ラサル者トス	國帝ハ開戰ヲ宣シ和議ヲ講シ及其他ノ交際修好同盟等ノ條約ヲ決定ス 但シ即時ニ之ヲ國會ノ兩院ニ通知ス可シ且國家ノ利益安寧ト相密接スト
交 詢 社		天皇ハ……外國ニ對シ宣戰講和ヲ爲シ條約ヲ結ヒ…… 但海關稅ヲ更改スルノ條約ハ預メ之ヲ元老院國會院ノ議ニ附スヘシ(第六條)
立 志 社		國帝ハ宣戰講和ヲ公布ス(第七十二條) 國帝ハ國益ヲ計ルカ爲メ外國政府ト國會ノ議決ニ由テ
植 木	皇帝ハ平時ニ在リ立法院ノ議ヲ經スシテ兵士ヲ徵募スルヲ得(第七十九條) 皇帝ハ諸兵備ヲ爲スヲ得(第八十五條)	皇帝ハ兵馬ノ大權ヲ握ル宣戰講和ノ機ヲ統フ他國ノ獨立ヲ認ムルト認メサルトヲ決ス 但シ和戰ヲ決シタルトキハ直ニ立法院ニ報告セサル可
備 考	軍の編制、常備兵類を定める權	宣戰講和の權、條約締結の權

嚶 鳴 社	ハ國疆ヲ變改スルノ條約ハ國會ノ承諾ヲ得ルニ非サルハ其効力ヲ有セス (第二十三條)	皇帝ハ爵位勳章ヲ與ヘ恩賜金ヲ授與ス (第二十五條)
五 日 市	思量スル所ノ者モ同ク之ヲ國會ノ兩院ニ通照ス 國帝ハ國會ニ議セズ特權ヲ以テ決定シ外國トノ諸般ノ國約ヲ爲ス 但シ國家ノ鞏保ト國民ニ密附ノ關係(通商貿易ノ條約)ヲナスコトニ基ヒスル者又ハ國財ヲ費シ若クハ國疆所屬地ノ局部ヲ讓與變改スルノ條約及其修正ハ國會ノ承諾ヲ得ルニ非レハ其効力ヲ有セス	國帝ハ爵位貴號ヲ賜與シ且法律ニ依準シテ諸種ノ勳綬
交 詢 社		天皇ハ……官職爵位ヲ授ケ勳功ヲ賞シ…… (第六條)
立 志 社	條約ヲ結盟スルヲ得 (第六十六條)	國帝ハ官職ニ位階爵号ヲ與フルコトヲ得 (第七十四條)
植 木	ラス(第七十八條) 皇帝ハ外國事務ノ總裁タリ諸外國交官ヲ命スルヲ得外國交際ノ礼ヲナスヲ得 但シ國權ニ關スル條約連盟ハ立法院ノ議ヲ經ルニ非レハ決行スルヲ得ス (第八十條)	皇帝ハ人民ニ勳等賞牌ヲ與フルコトヲ得
備 考		位階、勳章、貴號等を授与する権



<p>皇帝ハ刑罰ヲ減等 及ヒ赦免スルノ權 アリ(第二十八條)</p>		<p>櫻 鳴 社</p>
<p>國帝ハ裁判官ノ斷 案ニ因リ処決セラ レタル罪人ノ刑罰 ヲ輕減赦免ノ恩典 ヲ行フコトヲ得ル ノ權ヲ有ス</p> <p>凡ソ重罪ノ刑(二) 處 セラレ終身其公 權ヲ剝奪セラレタ ル者ニ對シ法律ニ</p>	<p>榮章ヲ授ケ又法律 ヲ以テ限定スル所 ノ恩賜金ヲ與フル コトヲ得</p> <p>但シ國庫ヨリシテ 之ニ祿ヲ賜ヒ賞ヲ 給セラル、ハ國會 ノ可決ヲ經ルニ非 サレハ勅命ヲ実行 ス可ラス</p>	<p>五 日 市</p>
<p>天皇ハ……罪犯ヲ 宥恕シ……(第六 條)</p>		<p>交 詢 社</p>
<p>國帝ハ國益ノ爲メ 罪人ヲ特赦減刑ス ルヲ得(第六十九 條)</p>		<p>立 志 社</p>
<p>皇帝ハ立法議會ノ 承諾ヲ經テ聯邦ノ 罪囚ヲ赦免シ及降 減スルコトヲ得</p> <p>聯邦既定ノ裁判ヲ 他ノ裁判所ニ移シ テ覆審セシムルコ トヲ得</p> <p>法司ノ法權ヲ施ス ヲ沮格スルヲ得ス</p>	<p>位階ヲ與フルコト ヲ得ス(第八十一 條)</p>	<p>植 木</p>
<p>赦免權</p> <p>覆審の權</p>		<p>備 考</p>

嚶 鳴 社	皇帝ハ特命ヲ以テ 既定宣告ノ刑事裁 判ヲ破毀シ何レノ 裁判廳ニモ之ヲ移 シテ覆審セシムル ノ權アリ(第二十 七條)
五 日 市	定メタル所ニ由リ 國會ノ議事ニ諮詢 シ其可決ヲ得テ大 赦特赦及赦罪復權 ノ勅裁ヲ爲スコト ヲ得 國帝ハ ク
交 詢 社	國帝ハ鑄錢ノ權ヲ 有ス貨幣條例ハ法 律ヲ以テ之ヲ定ム 但シ通貨ヲ製造改 造シ又己レノ肖像 ヲ錢貸ニ鑄セシム コトヲ得
立 志 社	天皇ハ……貨幣ヲ 鑄造シ……(第六 條)
植 木	國帝ハ通用貨幣ヲ 製造ス(第六十八 條)
備 考	聯邦執政ノ職務罪 ニ係ル者ハ聯邦立 法院ニ反テ恩赦ヲ 與ヘ降減ヲナスコ トヲ得ス(第八十 三條)
皇帝ハ通貨ヲ製造 シ改造ス(第二十 四條)	國帝ハ鑄錢ノ權ヲ 有ス貨幣條例ハ法 律ヲ以テ之ヲ定ム 但シ通貨ヲ製造改 造シ又己レノ肖像 ヲ錢貸ニ鑄セシム コトヲ得
天皇ハ……貨幣ヲ 鑄造シ……(第六 條)	國帝ハ通用貨幣ヲ 製造ス(第六十八 條)
皇帝ハ立法院ノ議 ニ由ラサレハ通貨 ヲ創造若クハ改造 スルヲ得(第八 十二條)	貨幣の鑄造權

嚶 鳴 社	皇帝ハ義務ナキ外 國ノ勳章ヲ受ルコ トヲ得(第二十六 條)	公罪ヲ犯ス者ハ皇 帝ノ名稱ヲ以テ之 ヲ追捕シ求刑シ所 〔処〕断ス(第二十 九條)
五 日 市	國帝ハ何レノ義務 ヲモ負フコトナキ 外國ノ勳級ヲ受ク ルコトヲ得又國帝 ノ承諾アレハ皇族 モ之ヲ受クルヲ得 但シ何レノ場合ヲ 論セス帝臣ハ國帝 ノ許允ヲ經スシテ 外國ノ勳級爵位官 職ヲ受クルコトヲ 得ス	國帝ハ全國ノ審判 ヲ督責シ及之ヲ看 守シ其決行ヲ充分 ナラシメ又公罪ヲ 犯ス者アルトキハ 國帝ノ名稱ヲ以テ 之ヲ追捕シ求刑シ 所〔処〕断ス
交 詢 社		
立 志 社		
植 木		
備 考	(注) 五都市草案 のこの條目のあと に「日本人〔民〕 ハ外國貴族ノ稱號 ヲ受クルコトヲ得 ス」が入っている。	

嚶 鳴 社	
五 日 市	<p>法司ヲ訴告スル者アルトキハ國帝之ヲ聴キ仍ホ參議院ノ意見ヲ問フテ後ニ之ヲ停職スルコトヲ得</p> <p>國帝ハ外國ノ兵隊ノ日本國ニ入ルコトヲ許スコト又太子ノ為メニ王位ヲ辞スルコトトノ二條ニ就テハ特別ノ法律ニ依リ國會ノ承諾ヲ受ケサレハ其効力ヲ有セス</p>
交 詢 社	
立 志 社	<p>國帝ハ其近ノ護衛ヲ受ク(第六十條)</p> <p>國帝ハ一ケ年五十萬圓ノ宮内費(ヲ)受ク(第六十條)</p> <p>國帝ノ即位ハ最モ速カニ之ヲ國民ニ公告ス(第六十五條)</p> <p>國帝ハ國益ヲ計ルカ爲メ國會ノ議決ニ從フテ國債ヲ起スコトヲ得(第六十七條)</p> <p>國帝ハ終身其位ヲ保ツコトヲ得(第七十六條)</p> <p>帝王ハ國益ノ爲メ國民ニ業務上ノ特權ヲ附與スルコトヲ得(第七十七條)</p>
植 木	<p>皇帝ハ人民ノ權利ニ係ルコト國家ノ金錢ヲ費スヘキコト國家ノ土地ヲ變スヘキコトヲ專行スルヲ得ス必ス聯邦立法院ノ議ヲ經ルヲ要ス立法院ノ議ヲ經サルモノハ實行スルノ効ナシ(第八十七條)</p> <p>皇帝ハ法ノ外ニ於テ租稅ヲ收ムルヲ得ス(第九十二條)</p>
備 考	(独自の條目)

〔注〕草案の各条目は、家永・松永・江村編『明治前期の憲法構想』・稲田正次『明治憲法成立史』上巻・色川・江井・新井『民衆憲法の創造』等、参照。

第二 政府側の憲法草案に於ける大権事項比較対照表

<p>元老院「日本國憲按」第一次案 (明治九年十月)</p>	<p>日本國憲按 第一篇 第一章 皇帝 第一條 日本帝國ハ萬世一系ノ皇統ヲ以テ之ヲ治ム</p>
<p>元老院「日本國憲按」第二次案 (明治十一年七月)</p>	<p>第一條</p>
<p>元老院「國憲」第三次案 (明治十三年七月)</p>	<p>國憲 第一條 萬世一系ノ皇統ハ日本國ニ君臨ス</p>
<p>井上 毅 「岩倉具視憲法綱領」 (明治十四年六月)</p>	<p>大綱領 帝位繼承 法ハ祖宗以來ノ遺範アリ別ニ皇室ノ憲則ニ載セラレ帝國ノ憲法</p>
<p>井上「甲案」草案 (明治二十年五月)</p>	<p>第一章 根本條則 第一條 日本帝國ハ萬世一系ノ天皇ノ治ス所ナリ</p>
<p>井上「乙案」草案 (明治二十年四月)</p>	<p>第一章 主權 第一條</p>
<p>ロessler「日本帝國憲法草案」 (明治二十年四月)</p>	<p>原規 第一條 日本帝國ハ萬世分割スヘカラサル世襲君主國トス</p>
<p>伊藤博文「甲案正文」加筆修正 (明治二十年五月)</p>	<p>第一條 日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス</p>
<p>(備考)モツセ</p>	<p>第二條 (同甲案)</p>

元老院「日本國憲按」第一次案		第二條 皇帝ノ身體ハ神聖ニシテ侵ス可カラサル者トシ又何レノ責ニモ任スルコトナカル可シ	第三條 皇帝ハ行政ノ權ヲ統フ
「日本國憲按」第二次案		第二條 皇帝ノ身體ハ神聖ニシテ侵ス可カラサル者トス	第三條
「國憲」第三次案		第二條 皇帝ハ神聖ニシテ犯ス可ラス縱ヒ何事ヲ爲スモ其實ニ任セス	第三條
岩倉綱領	ニ記載ハ要セサル事		
井上「甲案」			第三條 天皇ハ大政ヲ總攬シ此ノ憲法ニ於テ勅定スル所ノ條款ニ循ヒ之ヲ施行セシム
「乙案」			第二條 天皇ハ國權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ勅定スル所ニ由シテ之ヲ施行セシム
ロエスレル「日本帝國憲法草案」		第一章 天皇 第二條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラサル帝國ノ主權者ナリ	天皇ハ一切ノ國權ヲ總攬シ此憲法ニ於テ欽定シタル規定ニ從ヒ之ヲ施行ス
伊藤「甲案正文」加筆修正		第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラサル帝國ノ元首ナリ	第四條 天皇ハ一切ノ國權ヲ總攬シ此憲法ノ旨義ニ基キ大政ヲ施行ス
「備考」モツセ		(敢て列挙せず。)	

元老院「日本國憲按」第一次案	第四條 皇帝ハ諸官吏ヲ命シ及之ヲ免ス	第五條 皇帝ハ法律ヲ確定シ及之ヲ布告ス	第六條 皇帝ハ陸海軍ノ大元帥ニシテ便宜之ヲ
「日本國憲按」第二次案	第四條	第五條	第六條 皇帝ハ陸海軍ヲ指揮シ便宜
「國憲」第三次案	第四條 皇帝ハ百官ヲ置キ其黜陟ヲ主ル	第五條 皇帝ハ兩院議スル所ノ法律ヲ按テ斷シ而シテ之ヲ國內ニ布ク	第六條 皇帝ハ陸海軍ヲ管シ便宜
岩倉綱領	天皇ハ大臣以下文武重官任免ノ權ヲ有スル事		天皇ハ陸海軍ヲ統率スルノ
井上「甲案」			
「乙案」	第五條 各大臣及文武官ヲ任免シ行政各部ノ組織ヲ制置スルハ總テ天皇ノ大權ニ由ル但法律ハ別ニ特別ヲ定ムルコトヲ得		第三條 天皇ハ陸海軍ヲ統督ス
ロエスレル「日本帝國憲法草案」	第七十二條 天皇ハ大臣ヲ任免ス 公務ニ於ケル凡テノ地位ハ天皇又ハ其命ニ依リ之ヲ授ク但法律ニ特別ノ規定アル者ハ此ノ限ニ在ラス	第四條 立法權ハ國會ノ承認ヲ以テ天皇之ヲ施行ス 第五條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其發布及執行ヲ命ス	第九條 天皇ハ陸海軍ノ最高命令ヲナシ平時戰
伊藤「甲案正文」加筆修正		第六條 天皇ハ上下兩院ノ贊襄ヲ以立法權ヲ施行ス 第七條	第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ編制シ及之ヲ
「備考」モツセ		立法ニ関シテハ裁可ノ權及勅令ヲ發スルノ權ヲ安全ナラシムヘシ	

<p>第七條 皇帝ハ 戰ヲ宣シ和ヲ講 スルノ權ヲ有ス 然レトモ國財ヲ 費シ國境ヲ變ス ルカ如キ條約ハ 元老院ノ承認ヲ 得ルニ非サレハ 其力ヲ有セス</p>	<p>元老院「日本國 憲按」第一次案</p>	<p>「日本國憲 按」第二次 案</p>
<p>第七條 皇 帝ハ戰ヲ宣 シ和ヲ講シ 及通信貿易 ノ條約ヲ結 フ然レトモ 國財ヲ費シ 國境ヲ變ス ルカ如キ條 約ハ兩院ノ 承認ヲ得ル ニ非サレハ</p>	<p>第七條 皇 帝ハ戰ヲ宣 シ和ヲ講シ 及通信貿易 ノ條約ヲ結 フ然レトモ 國財ヲ費シ 國境ヲ變ス ルカ如キ條 約ハ兩院ノ 承認ヲ得ル ニ非サレハ</p>	<p>「國憲」第 三次案</p>
<p>第七條 皇 帝ハ外國ト 宣戰講和及 通商ノ約 ヲ立ツ約内 ノ事國帑ヲ 費用シ國境 ヲ變易スル カ如キハ兩 院之ヲ認ム ルヲ得テ方 ニ效アリト</p>	<p>第七條 皇 帝ハ外國ト 宣戰講和及 通商ノ約 ヲ立ツ約内 ノ事國帑ヲ 費用シ國境 ヲ變易スル カ如キハ兩 院之ヲ認ム ルヲ得テ方 ニ效アリト</p>	<p>「國憲」第 三次案</p>
<p>天皇ハ宣 戰講和及 外國締約 ノ權ヲ有 スル事</p>	<p>天皇ハ宣 戰講和及 外國締約 ノ權ヲ有 スル事</p>	<p>岩倉綱領 權ヲ有ス ル事</p>
<p></p>	<p></p>	<p>井上「甲 案」</p>
<p>第四條 交戰 ヲ宣告シ及 外國條約ヲ結 フハ天皇ノ大 權ニ由ル</p>	<p>第四條 交戰 ヲ宣告シ及 外國條約ヲ結 フハ天皇ノ大 權ニ由ル</p>	<p>「乙案」</p>
<p>第十條 天皇ハ 宣戰講和ノ權ヲ 有シ戰權ヲ施行 スル為必要ナル 勅令ヲ發ス</p>	<p>第十條 天皇ハ 宣戰講和ノ權ヲ 有シ戰權ヲ施行 スル為必要ナル 勅令ヲ發ス</p>	<p>ロエスレル 「日本帝國憲法 草案」 時ニ於ケル兵員 ヲ定メ及兵ニ關 スル凡テノ指揮 命令ヲナス</p>
<p>第十二條 天 皇ハ宣戰講話 ノ權ヲ施行シ 及之ニ關スル 必要ナル勅令 ヲ發ス</p>	<p>第十二條 天 皇ハ宣戰講話 ノ權ヲ施行シ 及之ニ關スル 必要ナル勅令 ヲ發ス</p>	<p>伊藤「甲案正 文」加筆修正 統率シ凡テ軍 事ニ關スル最 高命令ヲ下ス</p>
<p>第十三條 天 皇ハ日本帝國 ヲ表章シ外國 ト條約ヲ訂結 ス</p>	<p>第十三條 天 皇ハ日本帝國 ヲ表章シ外國 ト條約ヲ訂結 ス</p>	<p>「備考」 モツセ</p>



第十條 皇帝ハ元老院及ヒ其他ノ議會地方官會ヲ徵集シ又ハ其	第九條 皇帝ハ貨幣ヲ造ルコトヲ命ス	第八條 皇帝ハ罪犯ヲ赦免シ及ヒ之ヲ減輕スルノ權ヲ有ス		元老院「日本國憲按」第一次案
第十條 皇帝ハ兩院ノ議會ヲ徵集シ又ハ其集	第九條	第八條	ス 其力ヲ有セ	「日本國憲按」第二次案
第十條 皇帝ハ兩院ノ議員ヲ召集シ其會期ヲ	第九條 皇帝ハ貨幣ヲ造ルノ權ヲ有ス	第八條 皇帝ハ赦免ノ權ヲ有ス	ス	「國憲」第三次案
天皇ハ議院開閉及解散ノ權ヲ有スル	天皇ハ貨幣ヲ鑄造スルノ權ヲ有スル	天皇ハ恩赦ノ權ヲ有スル事		岩倉綱領
				井上「甲案」
				「乙案」
第十二條 天皇ハ國會ヲ召集シ及之ヲ開閉延長ス又之ヲ延期或		第七條 天皇ハ特典ヲ附與シ各場合ニ於テ法律ヨリ特免スルノ權ヲ有ス但憲法及既得權ニ牴觸スヘカラス	ハ正當ノ公布ニ依リ臣民ニ對シ效力ヲ有ス	ロエスレル「日本帝國憲法草案」
第十四條 天皇ハ上下兩院ヲ召集シ之ヲ開閉延長延				伊藤「甲案正文」加筆修正
		憲法ニ依テ裁判所ヲ獨立セシムルニ於テハ赦免權ニ關シテ皇帝ノ權利ヲ保全スヘシ		〔備考〕モツセ



			元老院「日本國憲按」第一次案
			「日本國憲按」第二次案
			「國憲」第三次案
	大臣ハ天皇ニ對シ重キ責任アル事 法律命令ニ大臣署名ノ事		岩倉綱領
			井上「甲案」
			「乙案」
第十四條 攝政ノ職ヲ置ク場合ハ帝室家憲ヲ以テ之ヲ定ム 攝政ハ天皇ノ權ヲ其名ヲ以テ施行ス攝政職ヲ置クノ間ハ憲法及帝室家憲ヲ變更スルコトヲ得ス	第十五條 攝政ノ職ヲ置ク場合ハ帝室家憲ノ範圍ノ定ムル所ニ依ル 攝政ハ天皇ノ大權ヲ天皇ノ名ヲ以テ施行ス但攝政職ヲ置ク間憲法及	第三條 天皇ノ凡テノ政務ニシテ其効力ヲ有スルニハ少クモ一大臣ノ對署ヲ要ス天皇ノ大臣ハ責任ヲ有ス 第五條 天皇ハ諸大臣ノ輔弼ヲ以テ大政ヲ施行シ諸大臣ハ天皇ニ對シ合體及各自ニ責任ヲ有ス	ロエスレル「日本帝國憲法草案」 ル爲次ノ國會ニ之ヲ提出スヘシ 伊藤「甲案正文」加筆修正 〔備考〕モッセ

		元老院「日本國憲按」第一次案
		「日本國憲按」第二次案
		「國憲」第三次案 第
		岩倉綱領
	第四條 日本帝國ヲ組立テタル現在ノ疆土及ノ屬ノ島嶼ハ統一ノ版圖ニシテ永遠分割スヘカラス	井上「甲案」
		「乙案」
		ロエスレル「日本帝國憲法草案」
	第九條 日本帝國ノ疆域ハ現在ノ統一ニ屬スル版圖タルヘシ國疆ノ變更ハ專ラ法律ニ依ル	伊藤「甲案正文」加筆修正 皇室典範ヲ變更スルコトヲ得ス
		「備考」モツセ

〔注〕 第十五條、第十六條略す。なお、第六章の「行政」において（大臣任免）、行政機關の構成、秩序維持のため必要なる命令、戒嚴宣告の大權の規定が掲げられている。

〔注〕 各憲法草案の条目は、伊藤博文編『秘書類纂憲法資料』上巻・下巻、稲田正次『明治憲法成立史』下巻、家永三郎・松永昌二・江村栄一編『明治前期の憲法構想』、鈴木安藏『憲法制定とロエスレル』等、参照。

第三 枢密院の憲法制定會議に於ける大権事項比較対照表

<p>原案（諮詢案）</p>	<p>第一章 天皇 第一條 日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス</p>	<p>第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇子孫之ヲ繼承ス</p>	<p>第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス</p>	<p>第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ施行ス</p>
<p>枢密院第一審會議修正議決案 （明治二十一年六月十八日） （七月十三日）</p>	<p>第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス（第一讀會）</p>			
<p>再審會議に付修正議決案 （明治二十二年一月十三日）</p>				
<p>枢密院再審會議 （明治二十二年一月十六日）</p>	<p>第五十四條に於て削除された部分のみは可決</p>			
<p>高輪會議に於る憲法修正條項 （明治二十二年一月二十七日）</p>		<p>第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス</p>		
<p>第三審會議に付修正議決案 （明治二十二年一月二十九日）</p>	<p>第二條 〃</p>			
<p>枢密院第三審會議修正議決案 （明治二十二年一月三十一日）</p>	<p>第二條 〃</p>			<p>二月五日「行會ス」に於て修正施行決定</p>

原案	第五條 天皇ハ帝國議會ノ承認ヲ經テ立法權ヲ施行ス	第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス	第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス	第八條 天皇ハ國家ノ危難又ハ國民ノ災厄ヲ避クル爲ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス
枢密院第一審會議	第五條 天皇ハ帝國議會ノ翼贊ヲ以テ立法權ヲ施行ス (第二讀會)			第八條 〃
再審會議に付修正條				
再審會議				
修正條項(高輪會議)	第五條 天皇ハ帝國議會ノ輔翼及協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ			第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ國民ノ災厄ヲ避クル爲急施ヲ要スルニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス
第三審會議に付修正條	第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ			第八條 天皇ハ .....又ハ其ノ .....災厄ヲ避クル爲 .....緊急ノ必要ニ由 .....リ .....
第三審會議修正議決案	第五條 〃			第八條 〃

<p>第十條 天皇ハ官制ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ</p>	<p>第九條 天皇ハ法律ヲ施行スル爲ニ又ハ國家ノ安寧ヲ維持シ臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス</p>	<p>此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ之ヲ承認セサルトキハ將來ニ向テ法律タルノ効力ヲ失フヘシ</p>	<p>原案</p>
<p>第十條 天皇ハ官制ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ</p>	<p>第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ國家ノ安寧ヲ維持シ臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス (第三讀會)</p>	<p>此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ之ヲ承諾セサルトキハ將來ニ向テ法律タルノ効力ヲ失フヘシ (第三讀會)</p>	<p>枢密院第一審會議</p>
<p>第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給</p>	<p>第九條 天皇ハ維持シ及臣民ノ</p>	<p>第九條 天皇ハ</p>	<p>再審會議に付議せられた修正條項</p>
<p>第十條</p>	<p>第九條</p>	<p>第九條</p>	<p>再審會議</p>
<p>第十條</p>	<p>第九條</p>	<p>此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ之ヲ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ</p>	<p>修正條項 (高輪會議)</p>
<p>第十條</p>	<p>第九條 天皇ハ又ハ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ</p>	<p>第九條 天皇ハ</p>	<p>第三審會議に付議せられた修正條項</p>
<p>「安寧秩序」の上ニ「公共」ノ三文字を加ふる修正付可決</p>	<p>第九條 天皇ハ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ</p>	<p>「之ヲ」の二字 (削除付) 可決</p>	<p>第三審會議修正議決案</p>

原案	憲法ニ特例ヲ掲ケタルハ各々其ノ條項ニ依ル	第十一條 天皇ハ文武官ノ俸給及恩給年金ヲ定ム	第十二條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス 陸海軍ノ編制ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム	第十三條 天皇ハ交戰ヲ宣告シ和親并ニ條約ヲ締結ス
枢密院第一審會議	憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ條項ニ依ル(第三讀會)	第十二條 〃	陸海軍ノ編制ハ勅命ヲ以テ之ヲ定ム(第三讀會)	第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ諸般ノ條約ヲ締結ス(第二讀會)
再審會議に付修正條	ヲ定メ及文武官ノ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ條項ニ依ル	第十一條 〃	第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制ヲ定ム	第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス
再審會議	(第二讀會)	第十一條 〃	第十二條 〃	第十三條 〃
修正條項(高輪會議)			第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム	
第三審會議に付修正條項			第十二條 〃	
第三審會議修正議決案			第十二條 〃	



原案	第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス戒嚴ノ要件ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム	枢密院第一審會議	再審會議に付議せられた修正條	再審會議	修正條項(高輪會)	第三審會議に付議せられた修正條項	第三審會議修正議決案
第十五條 天皇ハ爵位ヲ授ケ勳章及其ノ他ノ榮章ヲ賜與ス			第十五條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス	第十五條 〃 (第二讀會)			
第十六條 天皇ハ赦免減刑及復權ヲ命ス			第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス(第三讀會)				
第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル			第十七條 〃				
攝政ハ天皇ノ名ヲ以テ大權ヲ施行ス			攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ施行ス(第二讀會)				二月五日確定會議にて「施行ス」に修正す

〔注〕各条項は、清水伸『帝國憲法制定會議』・稲田正次『明治憲法成立史』下卷等、参照。

# インド最高裁判所をめぐって

## —その枠組と歴史的展開—

北 島 泰 治

### 目次

- 一、はじめに
- 二、最高裁判所裁判官の任命
- 三、司法審査と最高裁判所
- 四、非常事態下の最高裁判所
- 五、非常事態後の最高裁判所
- 六、おわりに

### 一、はじめに

私は、先に「インド司法制度の研究序説」において、

一九五〇年インド憲法創設の時期までの最高裁判所を中心とした司法権を取り巻く問題点を考えて見たが、その後のインドの司法権には、さまざまな新しい問題が生まれた。本稿は、一九五〇年以後一九七七年に至るインド司法権、特に最高裁判所の現状と問題をフォローするものである。

なお、このインド司法権のフォローに際しては、DR. HANS. RAJ, *The Constitution of India: The Union Judiciary*: 1981, pp. 262-279. を参照させて頂き、そこから理解したところを以下叙述させて頂いた。